

西東京市教育計画

〈計画期間：平成 21 年度～平成 25 年度〉

西東京市教育委員会

はじめに

西東京市教育委員会では、平成 16 年 12 月に「西東京市教育計画（教育プラン 21）」を策定し、これまでも様々な施策・事業に取り組んでまいりました。その一方で、近年の社会情勢の急速な変化に伴い、教育に求められるものは、より広範かつ本質的になっており、これまで以上に充実した教育の実現が期待されてきています。

また、平成 18 年 12 月には、約 60 年ぶりに教育基本法が改正され、「公共の精神の尊重」や「学校・家庭・地域等の相互の連携協力」などのほか、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「教育振興基本計画」を策定することが、地方公共団体の努力義務として規定されました。さらに、同法の改正を受けて、教育に関する様々な法律の改正が行われたほか、平成 20 年 3 月には「学習指導要領」が、これまでの理念であった「生きる力」をはぐくむことを引き継ぎ、具体的な手立てを確立する観点から改訂されました。

西東京市教育委員会では、これらの変化に、迅速かつ柔軟に対応していくために、今後 5 年間に西東京市が目指す、新しい時代に即した「西東京市教育計画〈計画期間：平成 21 年度から平成 25 年度まで〉」を策定しました。

この計画は、本市における教育行政の最上位計画であり、学校教育と社会教育における基本的な施策を体系的にまとめ、教育全体のレベルアップや、活力ある西東京市の教育を築くことを目的としており、西東京市における「教育振興基本計画」として位置付けるものでもあります。

今後、この計画に掲げる様々な施策・事業を学校・家庭・地域・行政が一体となり、相互の連携を深めながら着実に実施することで、子どもから大人まですべての市民が生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

最後に、この計画の策定にご尽力いただいた「西東京市教育計画策定懇談会（田中義郎座長ほか 11 名）」の委員の皆さまをはじめ、策定過程で貴重な意見を賜りました市民の皆さま、並びにアンケート調査にご協力いただきました児童・生徒、保護者の皆さまに深く感謝申し上げます。

平成 21 年 3 月

西東京市教育委員会

<目次>

第1章	西東京市教育計画の基本的な考え方	1
1	計画改訂の趣旨	2
2	西東京市教育委員会の教育目標	3
3	計画の位置付け	3
4	計画の基本方針	5
第2章	西東京市の教育を築く施策・事業	7
1	「生きる力」の育成に向けて	8
	（1）確かな学力の育成	
	（2）豊かな人間性の育成	
	（3）健康と体力の育成	
2	「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて	20
	（1）特色ある学校づくりの推進	
	（2）学習環境等の整備	
	（3）学校経営改革の推進	
	（4）教育相談機能の充実	
	（5）特別支援教育の充実	
3	社会全体での教育力の向上に向けて	42
	（1）学校・家庭・地域・行政の連携強化	
	（2）家庭の教育力の向上の支援	
	（3）社会教育の特色を生かした青少年教育の支援	
4	いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて	56
	（1）多様な学びを支える社会教育の振興～公民館・図書館等を中心として	
	（2）多様な学びを支える社会教育の振興～文化・文化財等を中心として	
	（3）市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実	
	（4）いつでも・どこでも・だれでも学べる環境の整備	
資料		72

◆第 1 章◆

西東京市教育計画の基本的な考え方

1 計画改訂の趣旨

西東京市教育委員会は、平成16年12月に「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念とする「西東京市総合計画」を受けて、21世紀に本市が目指す教育行政の指針である「西東京市教育計画（教育プラン21）」を策定し、平成17年度以降、この計画のもと様々な施策に取り組んできました。

一方で、国においては、平成18年12月に「教育基本法」が改正され、現代の状況に合わせるかたちで「公共の精神」や「生涯学習」、「家庭教育」といった文言がそこに織り込まれました。また、これを受けて「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」や「学校教育法」の改正も行われ、平成20年3月には「学習指導要領」が、これまでの理念であった「生きる力」をはぐくむことを引き継ぎ、具体的な手立てを確立する観点から改訂されました。さらに、同年7月には「教育基本法」の基本理念の実現に向けて「教育振興基本計画」が定められ、具体的に教育を振興していく道筋が明らかになったところです。また、社会教育に関する「社会教育法」、「図書館法」、「博物館法」も同年6月に変わるなど、教育行政全体の枠組みが改正されました。

なお、東京都においても、平成20年5月に東京都における「教育振興基本計画」として位置付けられる「東京都教育ビジョン（第2次）」が策定されました。

このような変化の流れの中、平成16年度に策定した「西東京市教育計画（教育プラン21）」については、これまでの施策・事業を点検・評価するとともに、「西東京市総合計画（後期基本計画）」と歩調を合わせて、次期計画の策定期間を1年前倒し、新しい時代に即した「西東京市教育計画〈計画期間：平成21年度から平成25年度〉」を策定することにしました。

2 西東京市教育委員会の教育目標

本計画は、以下の「西東京市教育委員会の教育目標」に従って策定されています。

【西東京市教育委員会の教育目標】

西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

- ◎ 互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
- ◎ 社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
- ◎ 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- ◎ 伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行われなければならないとの認識に立って、共に学び・共に成長し・共に励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指していきます。

3 計画の位置付け

(1) 計画の期間

計画の期間は、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間とします。

(2) 計画の性格

計画の性格は次のとおりです。

- ① 西東京市を取り巻く社会状況の変化を反映し、西東京市の教育が進む方向性を示すものです。
- ② 日本全体での教育改革の中で、西東京市ならではの教育改革を推進し、市における教育全体の底上げ、活性化を図るものです。
- ③ 西東京市総合計画、その他関係する個別計画との連携を図りながら施策を進めるものです。

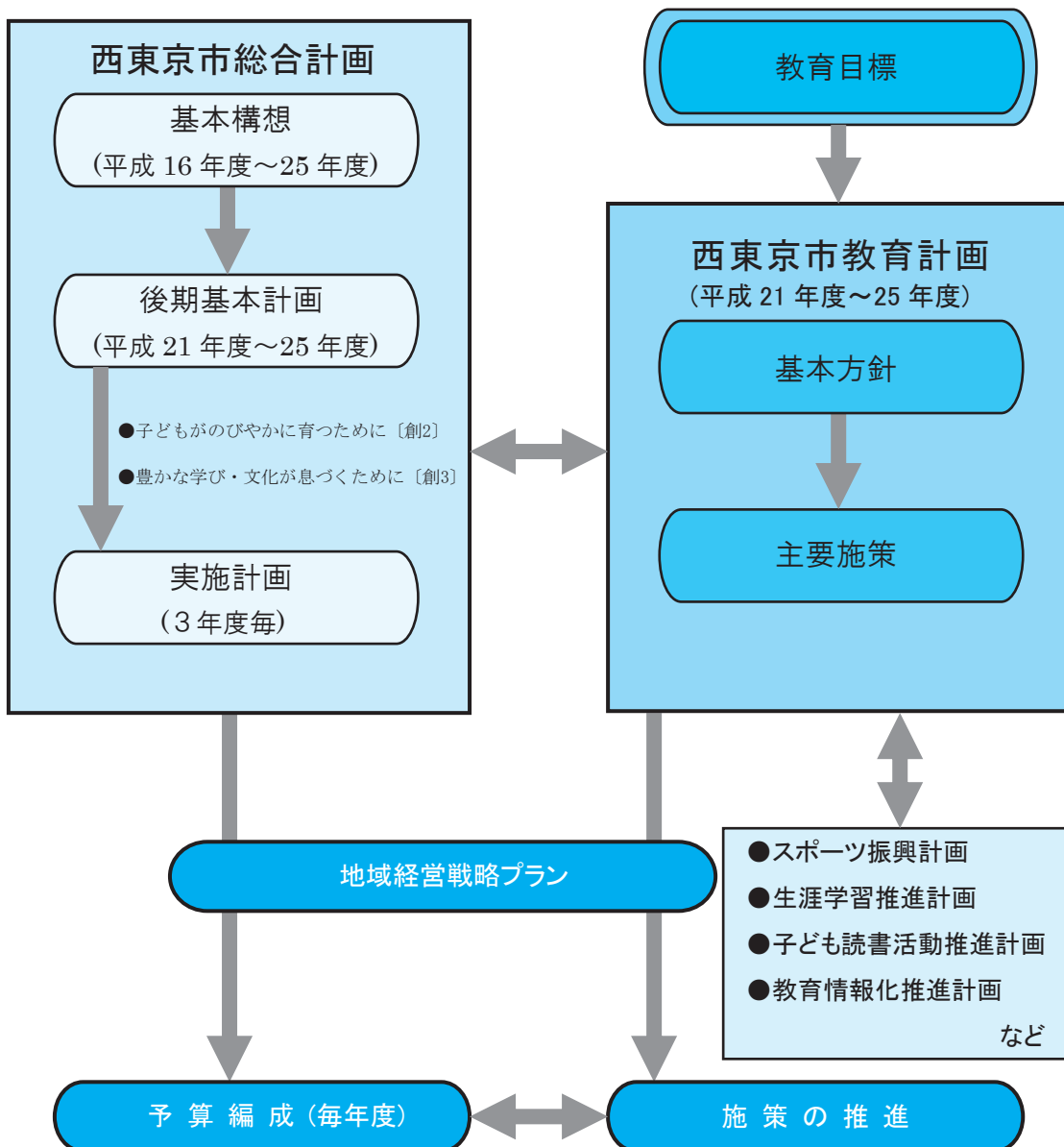
※以上の性格を踏まえ、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と位置付けるものでもあります。

(3) 他計画との関係

現在、西東京市では、西東京市総合計画（基本構想；平成16年度から平成25年度まで、後期基本計画：平成21年度から平成25年度まで）が実施されています。また、市財政の厳しい状況を受け、地域経営戦略プランが平成17年度から始まっています。

本計画は、こうした状況の中で、教育目標に基づき、スポーツ振興計画、生涯学習推進計画、子ども読書活動推進計画、教育情報化推進計画などの各計画とも連携を図りながら施策を進めるものです（下図参照）。

【計画の位置付け】



4 計画の基本方針

本計画は、【1 「生きる力」の育成】【2 「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備】【3 社会全体での教育力の向上】【4 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現】という四つの基本方針で施策を展開します。

基本方針	主な内容
1 「生きる力」の育成	確かな学力の育成、豊かな人間性の育成、健康と体力の育成など「生きる力」を育成する施策です。
2 「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備	特色ある学校づくり、学習環境等の整備、教育相談や特別支援教育の充実など「生きる力」をはぐくむための環境整備を行う施策です。
3 社会全体での教育力の向上	安心・安全、家庭教育、青少年教育など「生きる力」をはぐくむために、地域社会全体での連携促進を行う施策です。
4 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現	地域社会での教育力の向上のために、公民館・図書館での社会教育活動、スポーツ・文化などの市民活動の促進を行う施策です。

【生きる力とは】

～知・徳・体のバランスのとれた力～

- ・ 「確かな学力」… 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- ・ 「豊かな人間性」… 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ・ 「健康・体力」… たくましく生きるための健康や体力

など

「文部科学省パンフレット」より

1 「生きる力」の育成に向けて

- (1) 確かな学力の育成を図ります！
- ① きめ細かな学習指導による基礎・基本の定着
 - ② 学ぶ意欲に応える教育の充実・推進
 - ③ 教育情報化による学習指導の質の向上
- (2) 豊かな人間性の育成を図ります！
- ① 人権と平和に関する教育の推進
 - ② 道徳教育の充実
 - ③ 社会や自然との豊かなふれあいによる体験学習の推進
- (3) 健康と体力の育成を図ります！
- ① たくましく生きるための健康と体力づくりの推進
 - ② 規則正しい生活習慣の確立
 - ③ 食育の推進

4 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

- (1) 多様な学びを支える社会教育を振興します！
～公民館・図書館等を中心として
- ① 公民館・図書館事業の充実
 - ② だれもが学習に参加できる体制の整備と充実
- (2) 多様な学びを支える社会教育を振興します！
～文化・文化財等を中心として
- ① 市民の創造・文化活動への支援
 - ② 文化財資料の収集・整理・活用等の充実
- (3) 市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります！
- ① だれでも気軽に参加できるスポーツ環境の拡充
 - ② ハンディキャップ・健康上の課題に対応したスポーツ活動への支援
- (4) いつでも・どこでも・だれでも学べる環境を整備します！
- ① 情報・人材を中心とした学習支援体制の整備
 - ② 施設整備・利便性向上などを中心とした学習支援体制の整備

西東京市教育委員会の教育目標

西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

- ◎ 互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
- ◎ 社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
- ◎ 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- ◎ 伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合えることができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行われなければならないとの認識に立って、ともに学び・ともに成長し・ともに励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指していきます。

2 「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて

- (1) 特色ある学校づくりの推進を図ります！
- ① 特色ある学校づくりに向けた支援
 - ② 特色ある教育課程の編成と実施
- (2) 学習環境等の整備を図ります！
- ① 人にやさしい教育環境の整備
 - ② 学校給食環境の整備
 - ③ 情報教育環境の整備
 - ④ エコスクールの推進
- (3) 学校経営改革の推進を図ります！
- ① 学校組織の活性化と教職員の資質・能力の向上
 - ② 学校評価・学校訪問監査の実施
- (4) 教育相談機能の充実を図ります！
- ① カウンセリング機能の充実
 - ② 不登校児童・生徒への対応の充実
- (5) 特別支援教育の充実を図ります！
- ① ニーズに応じた多様な教育の展開
 - ② 特別支援学級等の整備

3 社会全体での教育力の向上に向けて

- (1) 学校・家庭・地域・行政の連携強化を進めます！
- ① 学校を拠点とした地域全体における教育力の向上
 - ② 地域との連携による子どもたちの安心・安全の確保
 - ③ 教育関係部署・関係機関との連携強化
- (2) 家庭の教育力の向上を支援します！
- ① 地域ぐるみでの家庭教育支援の関係づくり
 - ② 家庭教育に関する学びの機会の充実
- (3) 社会教育の特色を生かした青少年教育を支援します！
- ① 放課後や週末の体験・交流活動等の場づくり
 - ② 青少年活動への支援

◆第2章◆

西東京市の教育を築く施策・事業

1

「生きる力」の育成に向けて

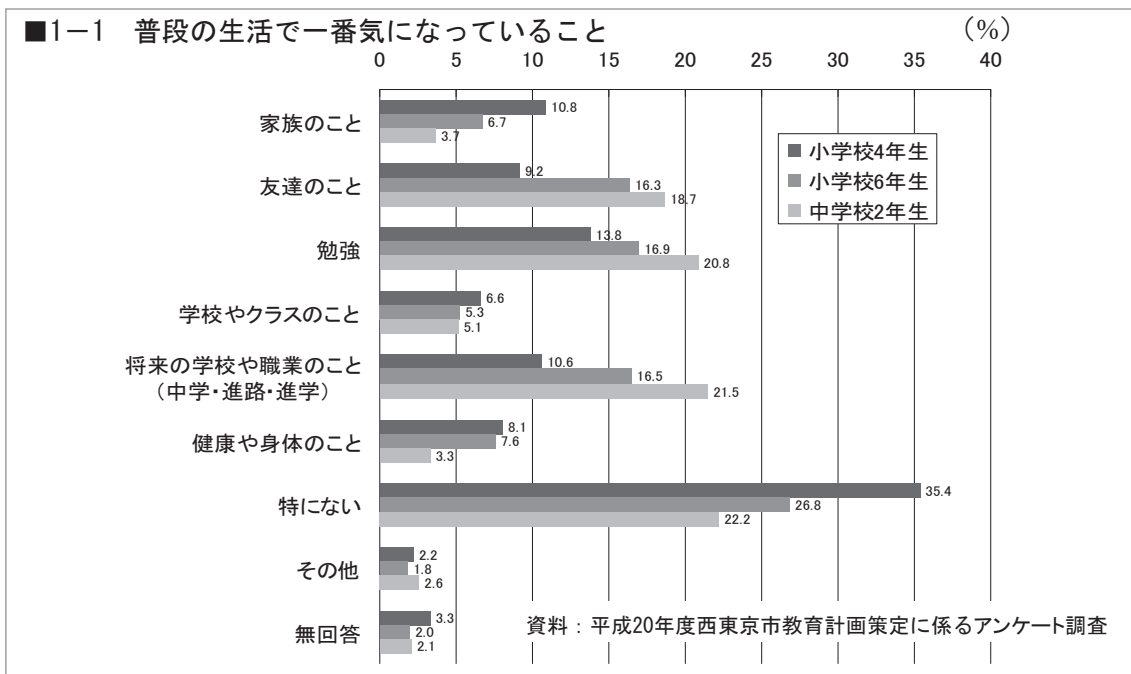
(1) 確かな学力の育成を図ります！

◆施策を取り巻く状況

国際化、情報化が進展する今日の世界の中では、子どもたちが自ら学び、力強く生き抜く力を身に付けていくことが求められています。

西東京市では、こうした社会の変化の中で、すべての児童・生徒に対し、「確かな学力」の定着と伸長を図るための教育活動を実践します。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・国や都の方針では、学校・家庭・地域が連携して補完し合うことが重要との指摘 ・アンケート調査によれば、児童・生徒自身の勉強に対して不安などの悩みが明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒が基礎的な知識・技能を「理解」し、「活用」していくための施策を進めることが必要 ・保護者と連携して「確かな学力」の定着と伸長を図ることが必要



① きめ細かな学習指導による基礎・基本の定着

近年、少子高齢化や国際化、高度情報化が進展する社会では、子どもたちが自ら学び、力強く生き抜く力を身に付けていくことが求められています。また、計画の策定にあたり、児童・生徒、保護者に実施した「西東京市教育計画策定に係るアンケート調査（以下、「アンケート調査」）」では、児童・生徒向けのアンケート調査で「学校の勉強についていくことができるか」などが悩みの一つとしてあがり、保護者向けのアンケート調査では「基礎学力習得の補習」などを求める声が多いことが明らかになりました。

そこで、文部科学省による「全国学力・学習状況調査」結果や東京都教育委員会による「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果を十分に活用し、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着と伸長に向けて、子どもたちの学習意欲の向上や学習習慣の確立に向けた取組を進めるとともに、子どもたちの個々の課題解決能力の伸長に向けた取組を進めていきます。

◆主な事業や取組事項

○ 基礎的・基本的な知識や技能の定着

読み、書き、計算などをはじめとする基礎的・基本的な学習内容の確実な定着に向けて、予習や復習、反復学習の重要性について教員の意識を高めるとともに、家庭学習の励行について保護者の理解を求めています。

○ 言語活動の充実

言語は知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤となるものです。特に、国語科において、話すこと、聞くこと、書くこと、読むことのそれぞれに記録、要約、説明、論述といった言語活動を例示するとともに、各教科において言語活動の充実を図ります。

○ 理数教育の充実

学術研究や科学技術の分野において世界で活躍する人材を育成するためには、その土台である理数教育の充実を図る必要があります。そのために、知識・技能の定着に向けた繰り返し学習や、思考力や表現力などの育成のための観察、実験、レポートの作成や論述などを行うために必要な時間を確保します。また、科学技術の進展などの中で、理数教育の国際的な通用性が問われていることを踏まえ、小・中学校での学習の系統性・円滑な接続を図るために、指導内容の充実を図ります。

○ 伝統や文化に関する教育の充実

国際化に対応できる人材の育成を図るため、各教科において、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育の充実を図る必要があります。そのために、国語科での古典の重視、社会科での歴史学習の充実、音楽科での唱歌・和楽器、技術・家庭科での伝統的な生活文化、美術科での我が国の美術文化、保健体育科での武道の指導などの充実を図ります。

○ 外国語教育の充実

小学校においては、中学校での文法などの英語教育の前倒しではなく、幅広い言語に関する能力や国際感覚の基盤を培うため、ALT（外国人英語指導助手）を積極的に活用するなど、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しみ、言語や文化に対する理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、中学校との円滑な接続を図ります。また、中学校においては、コミュニケーションの基盤となる語彙数を充実するとともに、聞く・話す・読む・書くを総合的に行う学習活動の充実を図ります。

② 学ぶ意欲に応える教育の充実・推進

子どもたちが、自らの未来を自ら拓いていく力を身に付けていくため、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るとともに、児童・生徒に自ら学ぶ姿勢を培い、一人ひとりの学ぶ意欲に応える教育を充実させ、一層の推進を図ります。また、子どもたちの学ぶ意欲に的確に応えることができるよう、研修等を通じて教職員の能力向上にも努めます。

◆ 主な事業や取組事項

○ 少人数学習集団による指導、習熟度別指導等の充実と拡大

少人数学習集団による指導、習熟度別指導、ティームティーチング（T・T）などにより、個に応じた指導の充実と拡大を図ります。

○ 長期休業中の児童・生徒に対する教育指導の充実

夏休みなどの長期休業中の教育指導のあり方を検討し、児童・生徒に対する様々な教育指導を工夫し、児童・生徒及び保護者の期待に応える個別指導や学習、文化、自然体験、スポーツなどの指導に努めます。

○用語解説

・少人数学習集団：学級数を超える集団数に分割（例：2学級を3分割）、児童・生徒の学習集団を弾力的に編成し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導方法のこと。

・ティームティーチング(T.T)：一つの学習集団に、複数の教員が指導にあたることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を目指す指導方法のこと。

③ 教育情報化による学習指導の質の向上

きめ細かな学習指導が求められる現在、インターネットやパーソナルコンピュータに代表されるようなICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）を活用した教育情報化による学習指導の質の向上を図ります。

また、ICTについては、学習指導の質の向上に活用するとともに、学校における一層のICT環境の整備を進めることで、子どもたちが、これまで以上にICTを活用して効果的に学習できる環境の実現を目指します。同時に、教員へのコンピュータの整備、教員のICT活用指導力の向上、教科指導におけるICTの活用や児童・生徒の情報モラルを含む情報活用能力の向上などの本計画に掲げる教育全般にICTを活用していきます。

◆主な事業や取組事項

○ 知識・技能を活用した問題解決能力の伸長

ICTを有効活用し、各教科の学習で身に付けた知識、技能、思考力や判断力といった諸能力の定着と、「問題を発見する力」、「見通す力」、「適用・応用する力」、「意思決定する力」、「表現する力」などの問題解決能力の伸長を図ります。

○ 情報モラル教育の充実

児童・生徒に対して、情報モラルについての指導の徹底を図り、子どもたちが有効な情報を安全に活用する能力を身に付けることを目指します。また、家庭や地域などとの連携により、子どもたちが加害者にも被害者にもならないよう、情報モラル教育の充実を図ります。

■参 考■

独立行政法人メディア教育開発センターによる文部科学省委託事業「教育の情報化の推進に資する研究（ICTを活用した指導の効果の調査）」による調査結果によると、ICT活用を実施した授業後の客観テストの結果が高いことや、教員の評価結果についても、「ICTを効果的に活用できた」、「授業が改善できた」に関しては、98%の教員が「たいへん改善できた」あるいは「すこし改善できた」と回答し、97%の教員が「授業の質が向上した」と回答、91%の教員が「指導が変わった」と回答しています。

1 「生きる力」の育成に向けて

(2) 豊かな人間性の育成を図ります！

◆施策を取り巻く状況

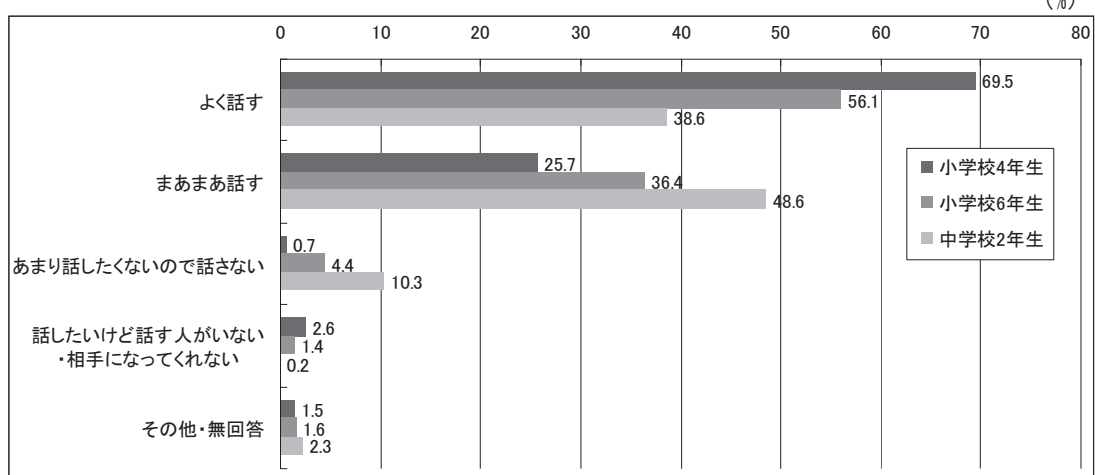
いじめや心の病が社会問題化する今日においては、新しい社会を拓く主体となっていく子どもたちが、あらゆる活動の中で考え、相手を思いやり、信頼ある人間関係を築いていく必要があります。

西東京市では、自然とふれあう機会の設定など、子どもの心を豊かにするための試みを行ってきました。しかし、アンケート調査からは、学年が上がるにつれて挨拶の頻度が減少していることや、親子の間で対話が十分でないということが明らかになっています。

子どもたちが、人を思いやり、相手の気持ちを想像し、成長に応じて新たな関係を構築し、社会を拓いていくために、人権教育、道徳教育、奉仕活動、読書活動などの取組を進めていきます。また、子どもたちが様々な文化や遊びを培うことができるよう配慮するとともに、社会の責任ある一員として規範意識をもって生きる自覚を促し、そのために必要な資質を養います。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや心の病が社会問題化 ・アンケート調査によれば、年齢があがるにつれて、家族との対話が減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育を通じた、他者とのふれあいの機会の増加、思いやりの心の醸成 ・地域や多世代と連携した人権教育、道徳教育、奉仕活動、読書活動などの推進 ・家庭と連携した道徳、食育の推進及び生活習慣の確立

■1-2 家族の対話の頻度(小学校4年生・小学校6年生・中学校2年生)



資料：平成20年度西東京市教育計画策定に係るアンケート調査

① 人権と平和に関する教育の推進

子どもたちが、人間性豊かな心をはぐくむために「人権作文」などの取組をはじめとする人権教育を推進します。また、平和に関する教育についても、子どもたちの全教育活動を通して行っていきます。

◆主な事業や取組事項

○ 生命尊重教育の推進

教育活動全体を通じて、動植物を含む自他の生命を尊重する教育の充実を図ります。そのために、人権教育や道徳教育の充実、関係機関・地域との連携などを通して、生命を大切にすることをはぐくむ活動をより一層進めていきます。

○ 人権教育の推進

暴力行為やいじめなどの問題の解決に努めるとともに、自分や他人を大切にしたいという心をはぐくむ教育の一層の推進を図ります。

② 道徳教育の充実

社会の責任ある一員として、自覚をもって生きることができるよう、規範意識やそのために必要な資質を養います。そのため、道徳の授業時数を確保し、副読本の活用などによる道徳授業の質の向上のみならず、全教育活動において道徳教育の一層の充実を図ります。

◆主な事業や取組事項

○ 道徳授業地区公開講座の実施

学校・家庭・地域など地域全体として、道徳教育を推進します。特に、学校の道徳教育を活性化するため、道徳の授業を地域へ公開し、授業や子どもの様子についての意見交換などを行います。

○用語解説

- ・人権作文 : 法務省と全国人権擁護委員連合会が、次代を担う子どもたちに、人権に関する作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めてもらうとともに、豊かな人権感覚を身に付けてもらうことを目的として実施している。

③ 社会や自然との豊かなふれあいによる体験学習の推進

人権教育・道徳教育同様に、自分や他人を大切にする思いやりの心をはぐくむ教育を推進します。そのため、各学校の実情に応じて、移動教室や職場体験などの一層の充実を図ります。また、読書活動を通じた情操教育を推進するとともに、校外での体験学習を通じて、自然や歴史にふれる中で、豊かな人間関係を築く機会を設けます。

◆主な事業や取組事項

○ キャリア教育の推進

子どもたちの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚に資するように、関係機関などの協力を得て、小学校段階からキャリア教育を推進し、中学校においては職場体験などを通じて、一人ひとりの望ましい勤労観・職業観を育てます。

○ 移動教室による体験活動の充実

菅平少年自然の家などを利用する移動教室の工夫（体験学習、現地周辺の自然・文化の活用）を行います。移動教室を利用して、普段できない体験活動や現地の自然・歴史についての学習を一層充実させていきます。

○ 奉仕体験活動等の推進

学習活動に、介護施設や保育園への訪問活動などの社会体験や、校区内の清掃などの奉仕活動を積極的に取り入れ、体験的な学習活動を行うことにより心の教育の充実を図ります。また、関係機関や地域の人材などと積極的に連携・協力することにより、児童・生徒が主体的に取り組む奉仕活動を工夫し、人とかかわる体験を深め、豊かな心をはぐくみます。

○ 学校図書館を活用した読書活動の活性化

蔵書検索、貸出しや返却などの管理の効率化を図ることができる学校図書館管理システムを最大限活用し、司書教諭や学校図書館専門員との連携により、子どもたちの読書活動の習慣化を図ることで、集中力を養うほか、読書の楽しさを味わい、将来への夢を抱く機会となるよう、情操教育の一環として、読書活動の活性化を推進していきます。

○ 朝の読書活動等の実施

現代の子どもたちの活字離れ、読書嫌いが多くなる中、読書活動を通じて、基礎学力の定着や感性・思いやりなどの豊かな心をはぐくむことができるよう、各学校の実情に応じて、ホームルームや授業が始まる前の時間を活用し、教師や子どもたちが読書を楽しむ活動を推進していきます。

○用語解説

- ・キャリア教育：望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。
- ・職場体験：市内外の事業所で、生徒が実際に職業を体験することにより、望ましい勤労観・職業観を養い、職業選択を含めた生き方教育の充実に資する活動のこと。

1 「生きる力」の育成に向けて



1 「生きる力」の育成に向けて

(3) 健康と体力の育成を図ります！

◆施策を取り巻く状況

今日、生活環境の変化などによる、子どもたちの遊びの時間や遊べる場所の減少、それに伴う運動不足からくる体力の低下や食生活の乱れなどが問題視されています。幼少期より運動に親しみ、生涯にわたって健康を保持増進していくために、学校教育の中で、さらには地域全体で、健康に関心を持ち、運動に取り組む意識づくりを進める必要があります。そのため、今後は、部活動の充実や運動をする機会の拡充によって、児童・生徒の体力の向上を図るとともに、体をつくる大切な要素である「食」について学ぶ「食育」を教育現場でも進めていく必要があります。

なお、アンケート調査によると、食育に関することについて、保護者の関心がさほど高くないという結果が出ていることから、積極的な意識啓発が求められます。

運動や食という、生きていく上で根本的に重要なことについては、幼いころから理解し、生涯にわたって実践していく必要があります。学校教育の中だけでなく、地域全体で取り組む必要もあります。そこで、「西東京市食育推進計画」により学校では給食を通じて、地域では体験農園などを通じて、食育の推進を図っていきます。また、積極的な広報活動を展開し、食育に取り組む環境づくりに努めます。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・運動不足による児童・生徒の体力低下 ・西東京市におけるスポーツ及びスポーツ施設へのニーズの高まり ・体づくりの一環としての「食」に対する関心の高まり ・国による食育基本法の制定 ・食育への社会的な関心の高まり ・市内の保護者においては、さほど高くない食育への関心 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼少期からスポーツにかかわる環境を整備することが必要 ・「食」にも注目して「心」も「体」も、ともに健康的な生活が送れるような生活習慣を身に付けることが必要 ・部活動や運動をする機会のさらなる充実に努めることが必要 ・積極的な広報活動による食育に取り組む環境づくり ・体験農園などと連携した食育について学ぶ機会の充実

① たくましく生きるための健康と体力づくりの推進

生涯にわたって健康で活力ある生活を送るために、幼少期から運動に親しむ環境づくりとたくましく生きるための健康と体力づくりを推進します。

◆主な事業や取組事項

○ 豊かなスポーツライフの実現

生涯にわたって健康を保持増進するために、小学校低学年から体づくり運動を導入し、中学校においては部活動の充実と併せて、武道とダンスを必修化するなど、児童・生徒の豊かなスポーツライフを実現することを重視した取組を行います。

○ 健康に関する指導の充実

身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや活動を通じて、自主的に健康な生活を実践することのできる資質や能力を育成することを目指します。

② 規則正しい生活習慣の確立

健康と体力の育成には、規則正しい生活習慣を身に付ける必要があります。そのために、家庭教育とも連携した生活習慣の基礎を培う教育のさらなる推進に努めます。

◆主な事業や取組事項

○ 基本的な生活習慣の確立

ライフスタイルが多様化する現代において、家庭教育における食生活のあり方や「早寝・早起き・朝ごはん」の励行などの指導・啓発などを行い、子どもたちが確かな学力を身に付けるために重要となる基本的な生活習慣を確立することを目指します。

○ 養護教諭、学校栄養職員による指導

養護教諭・学校栄養職員などによる食を含む生活習慣の基礎を培うための効果的な指導を検討していきます。

③ 食育の推進

知育・徳育・体育に加え、近年はこれらの基礎ともなる「食育」も重視され、西東京市でも、健全な食習慣の形成を促すほか、地域における農業と食に関する知識を深めるため、体験農園などの取組を進めてきました。また、市内にある東大農場と連携した共同事業を積極的に推進してきました。

今後は、こうした市内の地域資源をさらに積極的に活用し、市民が食について学ぶ機会を充実させていくことが重要です。また、給食における地産地消の実践など、学校における食育のあり方についても検討していきます。併せて、食育に関する広報活動を積極的に展開し、地域全体で食育に取り組む環境づくりに努め、子どもたちが学校や家庭で食について考え、健康のための行動ができるよう、知識や能力を身に付ける取組を進めます。

◆主な事業や取組事項

○ 学校における食育の推進

学校給食などを通じた食育を推進します。また、学校栄養職員などを活用し、栄養や生活習慣の面、地産地消などの生産と消費のつながりといった、幅広い領域の食育を推進します。

○ 家庭や地域と連携した食育の推進

家庭や地域と連携し、地域全体としての食育を推進します。栄養や生活習慣などの家庭教育から、生産から消費のつながりなど、幅広い領域での食育を推進します。

○ 地場野菜や学校農園で収穫した野菜の活用

学校農園などをはじめ、西東京市や近隣区市で収穫した野菜・果実などの学校給食などでの積極的な活用を図ります。

○ 東大農場共同事業

東大農場と教育委員会との共同事業を推進します。東大農場のもつ農業資源や最先端の知識を生かし、子どもたちへ食に関する啓発を進めます。

○用語解説

- ・食育 : 食は、生きる上での基礎となるものであり、食育とは、様々な学習や体験などの経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。

1 「生きる力」の育成に向けて



2 「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて

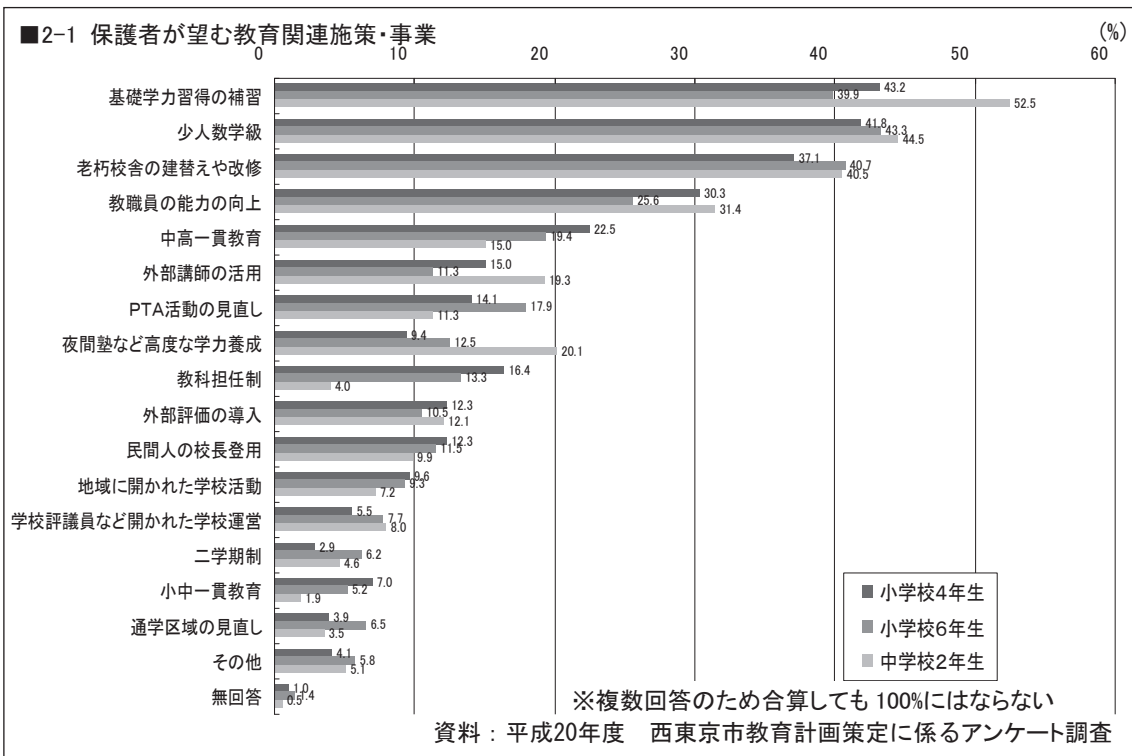
(1) 特色ある学校づくりの推進を図ります！

◆施策を取り巻く状況

国際化、情報化、そして社会ニーズの多様化などを背景に、地域における特色ある学校づくりが求められてきています。西東京市では大規模宅地開発などにより、人口が増え、児童・生徒数の増加が顕著になり、学校に期待する教育内容も多様となってきています。また、アンケート調査によれば、保護者はきめ細やかな対応を求める傾向にあります。

校長のリーダーシップの下、各学校が特色ある教育活動が実施できるよう、外部講師などの必要な人的配置や充実した教育課程の編成を促進します。また、社会に求められる人材の育成のため、国際理解教育などの推進を図ります。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・国際化、情報化、社会ニーズの多様化により個性ある学校教育の必要性 ・児童・生徒数の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・人的配置、教育課程の編成 ・国際理解教育の推進、情報化 ・市民と一体となった特色ある学校づくりの推進



① 特色ある学校づくりに向けた支援

各学校が、特色ある教育活動を行えるように、的確な人的配置や学生ボランティアなどの導入・活用を進めるとともに、学校選択制の実施などを通じて、特色ある学校づくりを支援していきます。

◆主な事業や取組事項

○ 外部講師（専門家や外国人等）や学生ボランティア等の積極的活用

各学校が特色ある教育を進める上で、地域教育協力者をはじめ、積極的に地域の人材を学校教育で活用できるように、生涯学習人材情報などを利用した部活動指導やゲストティーチャーの活用を図っていきます。また、地域内大学に積極的に呼びかけ、学生ボランティアの積極的活用と充実を図ります。

○ 学校選択制の実施

小・中学校の新1年生について、保護者や子どもたちが、指定された学校以外に希望する学校を選べる学校選択制の円滑な実施を推進することで、児童・生徒の個性をはぐくむ魅力的な学校づくり、児童・生徒や地域の実態などを踏まえた、創意工夫を生かした特色ある教育・学校づくりを進めます。なお、制度の目的や意義を踏まえ、検証も行っていきます。

○用語解説

- ・ゲストティーチャー：より専門性の高い授業の実現を図るため、各学校の要請を受けて外部から来校して、児童・生徒の指導を行う人のこと。
- ・学生ボランティア：本市が提携する武蔵野大学などから派遣されて、児童・生徒の学習指導の補助にあたる学生のこと。

② 特色ある教育課程の編成と実施

各学校において、地域の人材や特色を生かした教育課程の編成・実施ができるよう制度の検討を進めます。また、特色ある学校づくりに向けた教員の活動を支援し、各学校で実施される研究奨励事業などによる研究成果を全校的に活用することなどを図ります。

各学校の特色ある取組については、これまでも学校だよりや学校案内、学校公開などを通じて、児童・生徒の学習活動を積極的に公開し、保護者や地域住民の理解と協力を得てきました。今後も、各学校の取組や教育課程、教職員の研究活動などを保護者や地域住民にお知らせし、説明責任を果たすとともに、ともに学び合う学校経営を目指します。

地域に開かれた学校づくりを進め、市民に学校への関心を高めてもらうことで、より質の高い学校経営を目指します。

◆主な事業や取組事項

○ 学校公開の拡充

児童・生徒の学習活動や教職員の研究活動を積極的に公開し、保護者・地域の人々の理解や協力を求めています。また、学校公開日一覧表を広報やホームページなどで紹介し、市民の関心を高め、参加を呼びかけていきます。学校公開などをきっかけとして、学校への継続的な支援を市民との協働で進めます。

○ 国際理解教育の推進

多文化共生社会を目指し、我が国や諸外国の文化や伝統を尊重する心の育成、コミュニケーション能力の向上、人間理解の深化を図ります。そのために、在日外国人との交流活動や海外滞在経験のある保護者の協力、A L Tを活用した小・中学校の英語活動を通じて、国際理解教育の推進を図ります。

○ 学期制、休業日の検討

各学校の特色ある学校づくりを視野に入れつつ、家庭教育や社会教育との関連も考慮しながら、柔軟な教育課程が編成できるように学期制、並びに休業日のあり方について、基本的な方針を定めます。

○ 小・中一貫教育の検討

小学校と中学校の学習や生活指導などがスムーズに移行できるよう、小・中連携の推進を図るとともに、地域性なども配慮し、小・中一貫教育の検討を進めます。

2 「生きる力」をはげむための学校教育環境の整備に向けて



2 「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて

(2) 学習環境等の整備を図ります！

◆施策を取り巻く状況

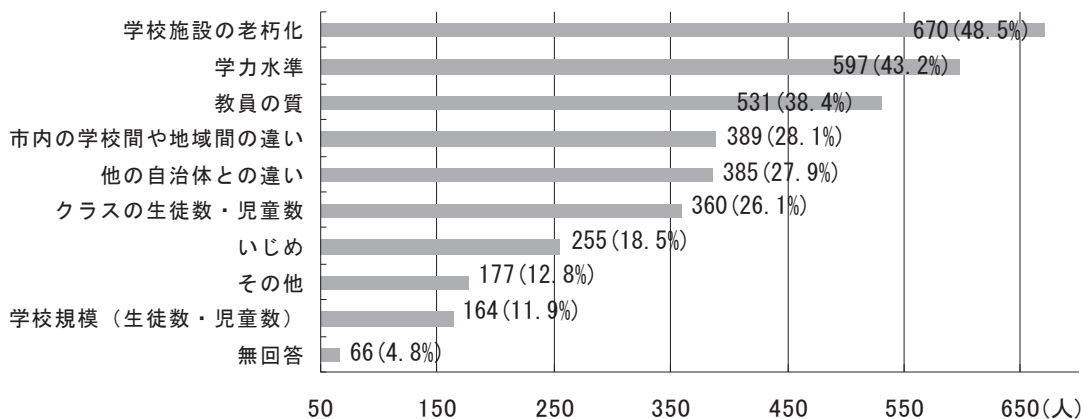
昨今、環境への配慮、バリアフリー化、情報化に対する意識が高まっており、その流れに対応した取組が求められています。アンケート調査によれば、保護者の多くが学校施設の老朽化に対する不満や不安をもち、その改善を求めています。

今後、児童・生徒にとってより良い学習環境を整備することはもとより、地域における防災拠点として、また、地域に開かれた学校として高齢者・障害者にもやさしい学校づくりを進めることを目指して学校施設の整備を計画的に進めます。

さらに、市の人口動態、児童・生徒数動向などを踏まえ、平成20年度に定めた「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、学校施設の適正規模・適正配置についても具体的な検討を進めます。また、東京都に対し、教育長会を通じて少人数学級の実現について要望していきます。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・環境への配慮、バリアフリー化、情報化に対する意識の高まり ・保護者から、学校施設の老朽化に対する改善要求の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への配慮、バリアフリー化、情報化の流れに対応した取組の必要性 ・学校施設の老朽化の改善 ・防災拠点にふさわしい安心・安全な施設 ・高齢者・障害者にもやさしい学校づくりの推進 ・学習環境の整備 ・学校施設の適正規模・適正配置の検討

■2-2 学校教育に対する保護者の不満や不安



※ 複数回答のため合算しても100%にはならない

資料：平成20年度 西東京市教育計画策定に係るアンケート調査

① 人にやさしい教育環境の整備

児童・生徒に対する良好な教育環境の整備を進め、地域の人々が集う場として、高齢者や障害者にも開かれた学校を目指します。

現在、余裕教室の活用、地域が共同で使用できるスペースの確保、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン採用の推進を行っています。今後も、地域や学校の実情に合わせて人にやさしい教育環境の推進を図ります。

◆主な事業や取組事項

○ 余裕教室の活用

各学校の特色や現状を踏まえ、少人数学習集団による指導に伴う学習室の設置や社会科、英語科などの教科教室の特色化に伴う教室の確保を考慮しつつ、余裕教室の一目的一教室の是正と集約化を図り、多目的な活用を進めていきます。

○ バリアフリー化の推進

各学校の実情に配慮しながら、段差解消に努めるとともに、手すり、だれでもトイレなどの整備の拡充を図ります。

○ 洋式トイレへの切替え

各学校は、災害時など地域の防災拠点ともなり得ることから、人にやさしい学校施設の整備に向けて順次改修について検討を進めます。

○ 介助員制度の実施

通常の学級に在籍する障害のある児童に関して、学校生活の安定や保護者による介助負担の軽減を図るため、介助員を配置する制度を引続き実施します。なお、介助員制度の実施にあたっては、障害のある児童・生徒や保護者の状況に配慮しながら、特別支援教育との関係も考慮して運用・検討を進めていきます。

○ 学校施設の適正規模・適正配置の具体的な検討

全国的な少子化の進展とともに、今後西東京市でも児童・生徒数が減少していくことが予想されています。今後は、「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、西東京市に学ぶ子どもたちにとって、より良い教育環境を実現することを念頭に置きながら、通学区域の見直しや学校統廃合についても検討を進めます。

○ 用語解説

- ・ バリアフリー：障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となる物を除去するという意味で、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味でも用いられる。本計画では、施設面での整備という観点で用いています。
- ・ ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報に関するデザインのこと。

○ 老朽校舎等の計画的な建替え及び改修

小・中学校全 28 校中 16 校が昭和 30～40 年代に建設された建物であり、学校施設の老朽化が進んでいます。施設の実態を勘案しつつ、学校施設の適正規模・適正配置の検討と合わせて合理的かつ計画的な建替え及び改修を順次行います。

○ エアコン設置の検討

教育環境の整備として、エアコンの設置についての調査・研究を進めます。

② 学校給食環境の整備

学校給食法に基づく給食事業の充実を進めるほか、食育の推進の観点からも、小学校給食におけるランチルームの整備や中学校給食の実施を進めるとともに、給食調理業務の民間委託の推進にも積極的に取り組んでいきます。また、食材については、地場農産物を活用するなど、安心・安全に十分配慮した学校給食を実施します。

◆ 主な事業や取組事項

○ 中学校給食の実施

今後、西東京市の全中学校において、現在実施しているミルク給食から、学校給食法に基づいた完全給食の実施を計画的に進めていきます。なお、実施方法は、現在の小学校における給食設備などの資源を最大限有効活用が図れることから、小学校（調理校）の給食室で調理されたものを中学校（受入校）に提供する「親子調理方式」とします。

○ 学校給食調理の民間委託の拡大

多様な献立にも対応でき、かつ効率的な運用による財政効果も高い学校給食調理の民間委託を進めます。

○ 小学校ランチルームの整備

ランチルームのない小学校に対し、ランチルームを計画的に整備するとともに、バイキング給食や学年給食、地域の人とのふれあい給食など、多様な形態の学校給食を実施します。

○用語解説

・ランチルーム：給食の時間に児童や教員が一つの教室で楽しみながら給食をとることができるスペースのこと。

③ 情報教育環境の整備

児童・生徒が、「自ら学び、考える」ための情報収集や、情報を安全に活用する能力を身に付けるための情報教育の充実・推進を図るため、「西東京市教育情報化推進計画」を中心とした情報システムの最適化や、情報機器や情報通信ネットワークの効率的な整備を推進していきます。

現在は、学校におけるコンピュータ機器や、教育情報通信ネットワークの整備、情報発信の仕組みの整備、教育用ソフトの充実を進めており、今後も継続して、子どもたちが情報を扱う能力を身に付け、高度かつ複雑な情報を適切に利用できるようなことを目指します。

◆主な事業や取組事項

○ 教育情報センター機能の充実

教員や児童・生徒が安全かつ安心してコンピュータを利用できるようにセキュリティー機能を向上させ、教育情報センターを拠点とした学校ネットワーク全体の見直し、最適化を行います。また、学校での高速インターネットの利用、情報の共有、業務の効率化を進めます。教育情報センターには、学校支援員（ICT サポーター）を配置し、学校からの問い合わせに対するヘルプデスク機能を強化させ、迅速かつ効率的な運用と適切な情報提供を目指します。

さらに、学校と地域との連携を推進するための情報インフラ（基盤）を整備し、情報発信機能、相互コミュニケーション機能を充実させ、開かれた学校運営を推進します。

○ 地上デジタルテレビ放送の利活用

平成 23 年 7 月の地上デジタルテレビ放送への完全移行に伴い、学校でのデジタルテレビの有効的な利活用を検討し、学習環境整備に取り組みます。また、コンピュータ機器などとの接続を行い、多角的な運用を推進することで、学習環境の向上を図ります。

④ エコスクールの推進

地球規模の環境問題が大きく取り上げられている現在、地域における取組が重要となっています。学校における省資源、省エネルギーの推進、その他環境に配慮した学校運営を目指し、緑のカーテンや校庭の芝生化など各学校の地域特性や、市民との連携の状況に配慮したエコスクールの実施を進めます。また、子どもたちの環境意識の向上を図るための環境教育を行うための整備を進めます。

◆主な事業や取組事項

○ 環境マネジメントシステムの運用

環境負荷を最小限にするために、環境に配慮した行動を推進するしくみを検討し、各学校においても省エネ・省資源化に向けて、環境マネジメントシステムを活用したエコスクールの実施を進めます。また、環境読本「西東京市の環境」を活用することで、子どもたちに環境問題に対する正しい知識と理解を促進していきます。

○ 緑のカーテン事業の推進

夏の教室内の温度上昇を少しでも抑え、日陰と涼風で良好な環境を確保するために、「緑のカーテン」として、アサガオやヘチマのように、ツルが伸びて何かに巻き付いて伸びる種類の植物（ツル性植物）でつくる自然のカーテンを、子どもたちとつくる実施校を増やしていきます。

○ 校庭の芝生化の取組

環境教育の生きた教材、ヒートアイランド対策や校庭の砂ぼこりの軽減などの効果を狙い、既に芝生化を実施している学校の実績などを検証し、小・中学校のグラウンドの芝生化を進めていきます。

○ 環境配慮型学校の整備

環境負荷の低減を図るため、学校施設の建替や改修整備にあたっては、屋上緑化を含む緑化の推進、ビオトープ、雨水の利用（トイレの給水、校庭散水など）、給湯・発電などの太陽熱利用、学校の森（校庭の一部に緑の林を設置し、多目的に活用できる森など）の創造、自然とのふれあいを重視した事業などを検討します。

○用語解説

- ・エコスクール : 環境に配慮した学校施設や、環境に配慮した活動に取り組む学校のこと。
- ・ビオトープ : 生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間のこと。特に、環境の損なわれた土地や都心部の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間のこと。

2 「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて



2 「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて

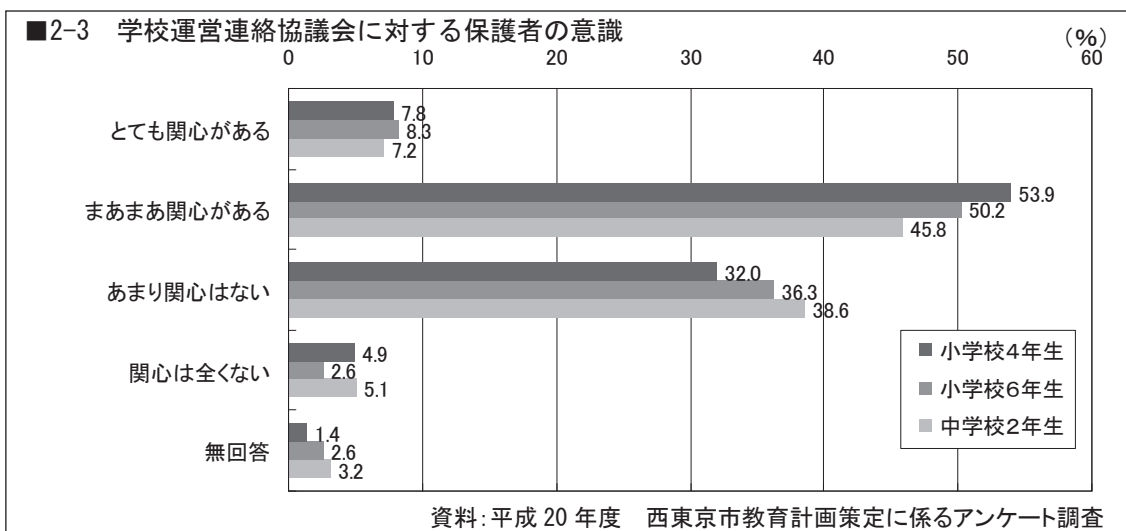
(3) 学校経営改革の推進を図ります！

◆施策を取り巻く状況

校長を中心とした自律的な学校経営を行うことが、時代の趨勢^{すうせい}として求められ、さらに学校の透明性を高めるため、学校評価や学校経営への学外からの参画が重視されています。また、質の高い教育を支えるために教員の資質の向上が必要になります。

西東京市では、開かれた学校を目指し、学校運営連絡協議会の充実や学校評価などの改善・充実を図ります。さらに、人事考課制度や研修体制を活用して、教員の資質を向上させる仕組みの充実を図ります。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・校長を中心とした学校経営に対する認識の高まり ・学校の透明性向上の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営連絡協議会の充実 ・学校評価等の改善・充実 ・人事考課制度、研修体制の活用による教員の質の向上



○用語解説

- ・学校運営連絡協議会：学校の運営方針や学校・家庭・地域社会との連携のあり方などについての協議・提言を目的とし、保護者・地域関係者などで構成される。
- ・人事考課制度：自己申告と業績評価の結果に基づき、校長・副校長が適切な指導や助言を行う制度。また、研修や自己啓発、適切な処遇などを行うことを通じて、職員の資質・能力やモラルの向上、適材適所の人事配置や学校組織の活性化を図ることを目的としている制度のこと。

① 学校組織の活性化と教職員の資質・能力の向上

現在、学校教育活動の組織的な取組、人事考課制度を活用した教職員の資質の向上・能力開発、次代を担う人材の育成、研修・研究体制の充実の推進が行われています。

今後、これらを継続的に実施しながら、保護者会活動の活性化、学校の自主性・自律性の確立を進めていきます。

◆主な事業や取組事項

○ 学校経営計画の活用

学校ごとの「学校経営計画」により、教育活動の目標達成のための数値目標や具体的方策を示し、その成果や課題についての市民への公表方法について検討を進めます。また、学校教育の改善や特色ある学校づくりに対する各学校の取組を自主的・自律的に進めるための予算制度の検討を行います。

○ 地域住民の参画による学校運営連絡協議会の一層の充実

全小・中学校に設置されている学校運営連絡協議会を一層充実させます。特に、学校経営を地域に公開し、市民感覚にのっとった意見などを聴取し、学校に対する評価や提言を積極的に取り入れ、学校をより活性化できるようにし、地域住民と協働での学校運営を進めていきます。

○ 教員が子どもたち一人ひとりに向き合う環境づくり

教員の負担軽減を図るため、各種調査の見直し、教育現場の情報化、事務の簡素化・委託化などの取組を支援し、教員がゆとりをもって子どもたちと向き合うことのできる環境づくりを進めます。

○ 教職員の研修・研究体制の充実

研究奨励事業を実施するとともに、その成果を具体的に授業などで生かす方策を検討し、学校の組織的な校内研修・研究のより一層の充実を図ります。また、教員の実践的指導力の育成を推進し、教育委員会及び東京都教職員研修センターが行う研修への参加や体験を伴う研修を取り入れるなど内容を充実させ、ICT環境を活用できる能力や情報化・国際化に対応できる指導力の向上を目指します。また、情報モラルに関する研修などを通じて、教職員一人ひとりが「西東京市学校情報セキュリティポリシー」を理解・遵守することで、情報セキュリティの向上を図ります。

○ 学校と保護者との円滑なコミュニケーションの促進

地域社会の多様化に伴い、教員と保護者とのコミュニケーションのありようも変化を見せています。今後は、学校と保護者との円滑なコミュニケーションの実現へ向け、研究・検討を行います。

○ 用語解説

・研修奨励事業：学校及び教員グループが当面する教育課題について研究するにあたり、研究奨励費を交付し、その研究成果を教育上の参考に供し、本市教育の充実振興に資することを目的とする事業のこと。

○ 校務の効率化・最適化

「西東京市教育情報化推進計画」に基づき、校務用パソコンを教員一人1台整備し、積極的な情報共有と情報発信により、ICT環境を有効的に活用できる学校づくりを推進し、教員のワークスタイルの改善や、業務の効率化といった事務改善を行うことによる、校務の効率化・最適化を図ります。

② 学校評価・学校訪問監査の実施

学校経営改革の推進の中で、適切な学校運営がなされ、学校経営の質の向上が図れるよう、学校教育法施行規則に基づく学校評価や学校訪問監査を適宜実施していきます。

◆ 主な事業や取組事項

○ 学校評価とその結果に基づく改善の実施

学校運営の一層の充実を図るために、学校が自ら、また保護者や地域の学校関係者が学校を適正に評価できる仕組みづくりの検討を進め、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、学校運営や教育活動の改善・充実及び教職員の資質・能力の向上に向けた改善を図ります。

○ 教育委員会による監査の実施

教育委員会による教職員の服務に係る出勤簿・出張命令簿・研修承認願及び指導要録などについての監査を定期的に行い、服務などの適正化を図っていきます。また、学校配当予算などについても、適正な執行を管理していきます。

2 「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて



2

「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて

(4) 教育相談機能の充実を図ります！

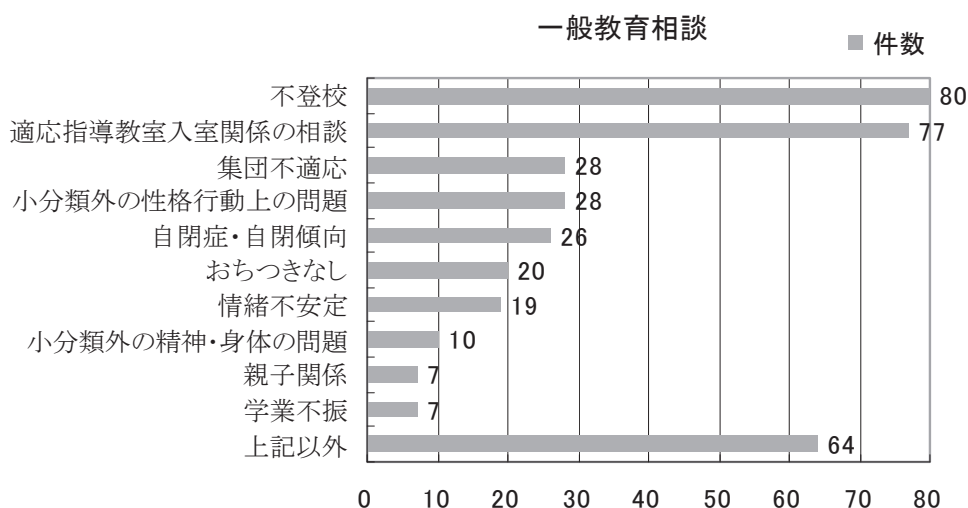
◆施策を取り巻く状況

現代社会において、児童・生徒、保護者が抱える不安や悩みは複雑多岐にわたっています。また、学校教育の場においては、いじめや親子関係、心の問題など様々な原因により、児童・生徒の不登校の問題が発生しています。

こうした状況に対応するため、西東京市では、より一層のカウンセリング機能の充実を図るとともに、不登校の未然防止や適応指導教室（スキップ教室）の充実などの不登校対策に取り組めます。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の子どもに関する不安や悩みの複雑化 ・要因や背景が一つに特定できない不登校問題の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談機能の充実 ・個々の問題に対する適切な対応 ・不登校対策の充実

■2-4 主訴別相談件数（平成19年度）



資料：平成19年度 事務局調査

○用語解説

・適応指導教室（スキップ教室）：様々な理由から不登校になっている市立小・中学校の児童・生徒に対して、指導員とのかかわりやグループ活動を通して、悩みの解消や自立心、協調性、学習意欲をもてるように指導し、学校復帰を目指すことを目的とした教室のこと。

① カウンセリング機能の充実

西東京市では、児童・生徒、保護者が抱える問題に対応するため、心理カウンセラーによる教育相談や心理カウンセラーの学校への派遣などを行ってきました。今後も、教育相談へのニーズの高まりに応じて、カウンセリング機能の一層の充実を図ります。

また、東京都公立学校スクールカウンセラーの配置を東京都に要請し、小・中学校全校へのスクールカウンセラーの配置を目指すとともに、相談内容の複雑化に対応するため、他の相談機関と連携した研修などを実施することで、専門性の向上とカウンセリング機能がより有効的に働くように努めます。

◆主な事業や取組事項

○ 教育相談機能の充実

心身の発達や親子関係の悩み相談に対し、臨床心理士などにより、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を行います。プライバシーに配慮しながら、相談機能の充実に努めます。また、来室相談や電話相談、必要に応じて家庭訪問相談などを実施します。

○ 専門性向上のための研修の実施

心理カウンセラーに対する精神科医研修などの専門研修の実施やカンファレンス（事例検討会議）の充実などにより、専門性の向上を図り、カウンセリング機能の充実を図ります。

○ 関係機関との連携

庁内関係部署、医療機関、その他の関係機関と連携をとり、多方面からの支援について検討し、子どもと保護者に対する適切な対応を図ります。

○ スクールカウンセラーの配置

中学校には、生徒、保護者、教員からの相談体制の充実を図るため、全校にスクールカウンセラーを配置しています。昨今では不登校など、従来は思春期に多く見られた課題が低年齢化してきていることから、対象児童の早期把握・早期対応のために小学校にも全校に配置できるよう、東京都に対して働きかけていきます。

○用語解説

- ・プレイセラピー：プレイルームでの遊びや話を通して不安を解決し、子どもの成長を促す心理療法の一つ。
- ・スクールカウンセラー：不登校など多様化する課題に対応するため、東京都が配置する臨床心理士のこと。学校組織の理解の上に立ち、生徒の相談のほか、保護者や教員からの教育相談、生徒指導上の課題の解決、教員に対する研修、関係機関との連携を行うなど、専門的な立場からの助言を行う。

② 不登校児童・生徒への対応の充実

児童・生徒が不登校になる原因は多様化・複雑化しており、個々に応じたきめ細やかな対応が求められています。西東京市では不登校や引きこもりの傾向がある児童・生徒に対して学習支援や社会生活への適応を促してきました。

今後もこれまでの取組を継続するとともに、個に応じた支援による不登校児童・生徒への対応の充実を図ります。

◆主な事業や取組事項

○ 不登校対策委員会における検討

担当教諭で構成される不登校対策委員会において、定例的に情報収集、情報交換を行い、不登校対策について組織的対応を図ります。

○ 中1 不登校未然防止の取組

不登校が小学校6年生から中学校1年生にかけて急増することに着目し、小・中学校が連携して、児童の学校生活の状況を共有するためのシートの活用により、「不登校のサイン」を見逃さないよう、初期対応を図ります。

○ 適応指導教室（スキップ教室）の充実

様々な要因による不登校の児童・生徒を対象にした、適応指導教室の整備拡充に努めます。また、パソコンなどを活用し、学校ネットワークを利用して在籍学校とのつながりを深めながら、個に応じた学習支援を行い、学校復帰を目指し、社会的自立への支援を行います。

2 「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて



2

「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて

(5) 特別支援教育の充実を図ります！

◆施策を取り巻く状況

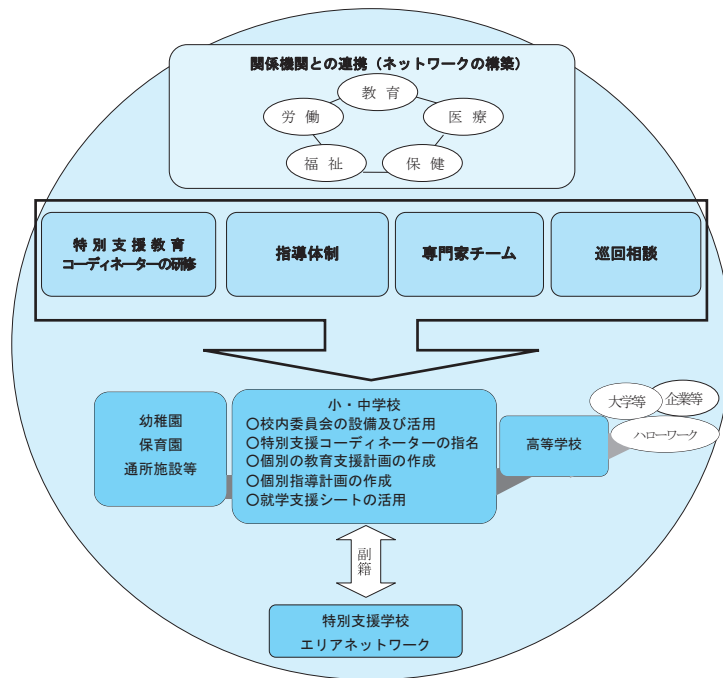
障害のある幼児・児童・生徒に対する教育は、これまでの障害の種類や程度に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育支援を行う「特別支援教育」へと大きく方向転換されました。

その中で、従来の特殊教育の対象者だけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症といった発達障害の児童・生徒も支援の対象となり、その教育的ニーズに応じた支援を行うこととなりました。

アンケート調査によれば、学校における課題として、障害児の学習環境をあげる人もいました。西東京市では、障害のある児童・生徒一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばすため、児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導を充実させ、教育環境の整備、教職員の研修や外部機関との連携の推進により、教員の能力や専門性の向上を図ります。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教育」の実施 ・軽度発達障害の児童・生徒への対応の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校における特別支援教育コーディネーターや、校内委員会の充実

■2-5 西東京市における特別支援教育の仕組み



① ニーズに応じた多様な教育の展開

LD・ADHD・高機能自閉症などを含め、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行っていきます。

さらに、障害のある児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後への円滑な移行を図るため、教育、福祉、保健・医療、労働などの関係機関との連携を充実推進するとともに、特別支援教育への理解や支援を図るため、保護者や地域に対する理解・啓発の取組を進めます。

◆主な事業や取組事項

○ 特別支援教育コーディネーターの指名・養成

校内連絡や外部調整、保護者に対する窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者を、教員の中から校長が指名し、研修などを通じて特別支援教育コーディネーターを養成します。

○ 校内委員会の整備・活用

特別な教育的支援が必要な児童・生徒への対応を校内全体で支援するために、中心的な役割を果たす校内委員会を整備し、有効活用していきます。

○ 専門家による相談・助言・指導

LD・ADHD・高機能自閉症などに関する専門的な知識を有する心理専門家が学校を訪問し、実態把握、学校の支援体制、保護者との連携などの指導・助言を行います。また、こうした児童・生徒への教育的対応について専門家チームを設置し、専門的な指導・助言を行います。

○ 「個別指導計画」・「個別の教育支援計画」の作成

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだ「個別指導計画」や教育、福祉、保健・医療、労働などの関係機関との連携を図り、乳幼児期から卒業後までの長期的視点に立って教育的支援を行うための「個別の教育支援計画」を作成し、これらに基づく指導を進めていきます。

○用語解説

- ・LD（学習障害）：全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するなど、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態のこと。
- ・ADHD（注意欠陥/多動性障害）：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。
- ・高機能自閉症：3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れや興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達を伴わないものをいう。

○ 指導体制の整備

通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症などの児童・生徒に対する指導の充実を図るため、指導体制の検討を進めるとともに、安全確保や学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」の配置を進めます。

○ 副籍制度による交流、共同授業の実施の支援・推進

副籍制度は、特別支援学校の児童・生徒の希望者で、居住する地域の市立小・中学校に副次的な籍（「副籍」という。）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。西東京市においても、副籍制度の推進を行い、特別支援学校と市立小・中学校との交流、共同授業の充実に向けた検討を進めます。

② 特別支援学級等の整備

障害のある児童・生徒に対する教育的ニーズに応じ、教育環境の整備として障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行っていきます。

また、特別支援学級などの実情と課題を検証し、児童・生徒の状況や教育ニーズを踏まえ、特別支援学級などの整備を含め、特別支援教育推進に関する計画の策定に取り組んでいきます。

◆主な事業や取組事項

○ 特別支援学級（固定学級）の整備

これまで、障害のある児童数の増加に伴い教室数の増設や新たな設置校での開設を行ってきました。今後、対象となる児童・生徒数の状況を踏まえるとともに、市内でのバランス、施設面での余裕などを総合的に配慮し、増設整備の検討を行っていきます。

○ 通級指導学級の整備

西東京市では、これまで小学校児童を対象とする言語、情緒障害を対象とする通級指導学級の整備を進めてきましたが、今後は中学校における通級指導学級の整備を含め、更なる充実に向けて検討を進めていきます。

○用語解説

- ・特別支援学校：視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと。平成19年4月1日より、これまでの「盲・聾・養護学校」から「特別支援学校」へと名称が変更となった。
- ・通級指導学級：通常の学級に在籍し、言語障害（構音障害、言語発達遅滞、吃音症など）や難聴、情緒障害、弱視、肢体不自由、病弱などのある児童・生徒を対象として、特別な教育課程によって指導を受ける制度のこと。

西東京市
教育相談のご案内



西東京市教育委員会
教育相談センター


スキップ教室の
ごあんない



西東京市教育委員会
教育相談センター

未・来・へ

生きる力をはぐくむ
就学相談のご案内



西東京市教育委員会
教育相談センター

西東京市
教育相談のご案内



西東京市教育相談センター

Nicomollーム
ニコモ

西東京市不登校ひきこもり相談室



西東京市教育相談センター

3 社会全体での教育力の向上に向けて

(1) 学校・家庭・地域・行政の連携強化を進めます！

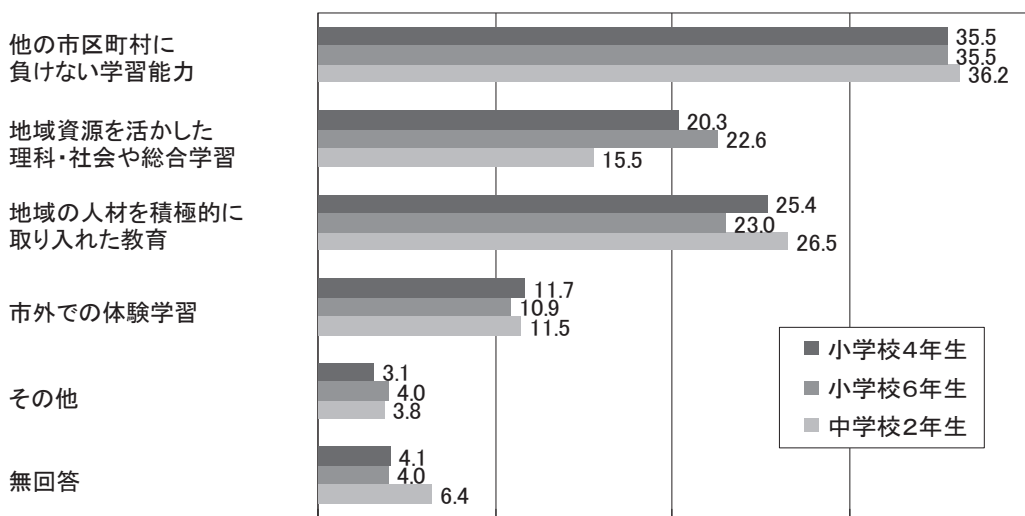
◆施策を取り巻く状況

社会情勢が変化する中、学校だけでなく家庭や地域も、子どもや青少年の教育の担い手となるよう期待されています。教育に対するニーズの多様化に合わせて、学校間、地域と学校という形で、教育・防犯・防災などでの連携を進める必要が生まれています。身近な地域での活動は、子どもが将来、社会で生き抜く上で必要な経験や知識を与えてくれます。

こうした観点から、保護者会などとの協力関係の推進、市内大学との連携、幼稚園・保育園と小学校との連携の強化を図り、市民のだれもが教育現場に参画できる仕組みづくりを行います。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・学校だけでなく家庭や地域も教育の担い手であるという認識の高まり ・教育に対するニーズの多様化 ・地域一体となった防犯・防災へ向けた連携 ・市内大学との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域における子どもたちの活動機会提供への支援の充実 ・教育・防犯・防災などでの地域の人材の活用 ・各教育機関間、各教育機関と地域間の連携促進

■3-1 西東京市の公立学校で取り組んでほしいことに関する保護者の意識 (%)



資料：平成20年度 西東京市教育計画策定に係るアンケート調査

① 学校を拠点とした地域全体における教育力の向上

西東京市の人口は、近年増加傾向にあり、子育て世代や中高年世代の市民が増えています。小・中学校と地域コミュニティとの結びつきが大きく求められる中、地域コミュニティの姿も大きく変わりつつあります。今後、地域コミュニティと小・中学校との結び付きを、人的交流、施設利用の点などの様々な面から深める必要性があります。

学校支援地域本部事業や放課後子どもプランなどの検討や学校施設の活用を中心とした社会教育事業の実施を通じて、小・中学校と地域コミュニティとの結び付きをより深め、学校教育と社会教育との融合を図ります。

◆主な事業や取組事項

○ 学校支援地域本部事業等の検討

これまでも各学校では、保護者や地域のボランティアの方などの協力を得ながら、学校運営や教育活動を行ってきました。今後は、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えるとともに、学校教育を支援する活動を通じて、子どもたちが地域の多様な大人と出会い、体験の機会を広げ、地域住民の教育力の向上が図れるよう、「学校支援地域本部」や「放課後子どもプラン」などを含め、学校を保護者や地域社会が応援していく仕組みづくりの検討を進めていきます。また、学校施設などを利用した、放課後や週末などにおける子どもたちへの様々な学習機会などの提供についても、併せて検討していきます。

○ 学校支援ボランティアの確保・育成

学校や地域における教育の活性化を図るとともに、地域全体で学校を支え、教育活動を活性化していくことが重要だと考え、地域に貢献する意欲と熱意をもった市民の教育活動への参加を促進していきます。そして、小・中学校におけるゲストティーチャーやアシスタントティーチャー、学生ボランティアなどの積極的活用を支援するために、地域人材情報の収集・提供や地域団体、大学などへの協力要請などを行います。また、学校施設の管理運営、体験学習の支援など多様な学校支援ボランティアの確保・育成を行います。

○用語解説

- ・学校支援地域本部：学校長や教職員、PTA などの関係者を中心とした組織を設置し、その下で地域住民が学校支援ボランティアとして学習支援活動や部活動の指導など地域の実情に応じて学校教育活動の支援を行うこと。
- ・放課後子どもプラン：「放課後子ども教室推進事業」（文部科学省）と「放課後児童健全育成事業」（厚生労働省）を一体化あるいは連携して、効率的・総合的に小学校の放課後対策事業を進めようとする、国が創設したプランのこと。
- ・ゲストティーチャー：より専門性の高い授業の実現を図るため、各学校の要請を受けて外部から来校して児童・生徒の指導を行う人のこと。
- ・アシスタントティーチャー：授業の中で、教師の学習指導の補助を行い、学習効果を高める役割を果たす人のこと。

○ **小・中学校のクラブ活動・部活動への支援**

小・中学校のスポーツや文化のクラブ活動・部活動における指導体制の充実のために、外部指導員による顧問制度や複数校による合同活動の実施など、学校や地域の事情を踏まえた適切な手法や仕組みづくりについて検討します。

○ **学校を活用した学習拠点づくり**

学校施設開放運営協議会と協力して、学校施設などの有効活用を図りながら、地域住民の自主的な社会教育事業を支援します。地域住民が主体となった拠点づくりを進めるため、地域での担い手への積極的な支援を行います。また、学校施設の計画的な改築・改修を進めながら、特別教室・多目的教室などの活用を図るため、地域開放のための施設設備の充実や開放に向けた条件整備としての管理機能の強化など、社会教育活動拠点としての機能充実を図ります。

○ **子どもの読書環境の充実**

西東京市は、子どもたちの読書に関する関心が高く、先進的に取り組んでいる地域です。今後も「西東京市子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館や学校をはじめとする関係機関が、子どもたちの読書活動を充実させるための取組を推進します。

○ **各種媒体を活用した教育広報の充実**

教育委員会では、これまでも教育広報紙「西東京の教育」をはじめ、学校ホームページ、市報や市ホームページなどを用いて教育広報活動を行ってきました。今後は、学校・家庭・地域・行政の一層の連携強化に向けて、広報紙や各ホームページの内容充実を図り、様々な媒体を積極的に活用し、教育広報の更なる充実に取り組みます。

② 地域との連携による子どもたちの安心・安全の確保

西東京市では、これまで、地域の様々な方々・団体との連携を図りながら、地域安全マップづくりや防犯ブザーの配布、防犯マニュアルの整備、防災訓練などを通じて、子どもたちの安心・安全の確保を進めてきました。

今後もこれまでの取組を継続するとともに、警察と市が連携したリアルタイムの情報発信や、近隣市と連携した広域的な情報共有における仕組み、市民との連携などについても検討を進め、子どもたちの安心・安全の取組を進めていきます。

◆主な事業や取組事項

○ 学校や地域による防犯体制の強化

子どもたちが地域に出て「安全マップ」を作成することで、自ら「安全」についての認識を高め、行動することができるように促すとともに、学校施設の巡回警備の実施や防犯マニュアルなどの整備を進め、児童・生徒の登・下校時の安全を守るための防犯ブザーの配布も行います。また、保護者・育成会・地域との協力によるセーフティ教室の実施、スクールガード・リーダーとの連携強化、地域パトロールの実施など、今後も安全管理体制を一層充実させていきます。

○ 不審者情報ホットラインの充実

現在、警察からの情報提供や地域の方からの不審者情報の通報があった場合など、教育委員会と危機管理室や子育て支援部などとの連携による情報共有を行い、市内の学校・幼稚園・保育園・児童館・学童クラブなどへの連絡を行っています。今後は、隣接する区市でのネットワークの充実を検討していきます。

○ 地域と連携した防災教育の充実

東京都が作成した児童・生徒用学習資料を活用し、子どもたちの地震災害に関する基礎的な知識の習得を図るほか、防災訓練などに協力し、学校と地域が連携した防災教育訓練の普及を図ります。

③ 教育関係部署・関係機関との連携強化

西東京市には東京大学、武蔵野大学、早稲田大学のキャンパスや関連施設があります。こうした地域内大学や近隣にある大学などとの連携を強化し、様々な共同事業の企画・実施に取り組んでいきます。

また、学校・家庭・地域・行政の全体での連携にあたっては、教育委員会と庁内関係部署を含めた関係機関との一層の連携強化を図ります。

◆主な事業や取組事項

○ 市内大学との共同事業

各学校への学生ボランティアの配置などによる交流をはじめ、これまで実施してきた早稲田大学連携事業「理科・算数大好き実験教室」や東大農場を活用した体験授業など、地域内大学との共同事業の充実を図ります。

○ 子どもの権利の尊重の取組

様々な場面において、子どもの権利が尊重され、子どもたちがいきいきと生活できるよう、関係機関と連携した取組を行います。また、子どもたちが主体的に参画して育つことのできる環境を整えるため、子どもの権利の啓発活動を推進するとともに、西東京市が進めている子どもの権利に関する条例の策定について、庁内関係部署と連携した取組を進めます。

○ 幼稚園・保育園・小学校間の連携強化

子どもたちが、教育環境の変化に対応できるよう、幼稚園・保育園の就学前教育から小学校教育への移行の円滑化に取り組めます。また、子どもたちが、教育環境の変化の中で抱える問題を緩和させるため、幼・保・小の交流や教育内容の連続性の確保など、相互の交流に向けた検討を行います。

3 社会全体での教育力の向上に向けて



3 社会全体での教育力の向上に向けて

(2) 家庭の教育力の向上を支援します！

◆施策を取り巻く状況

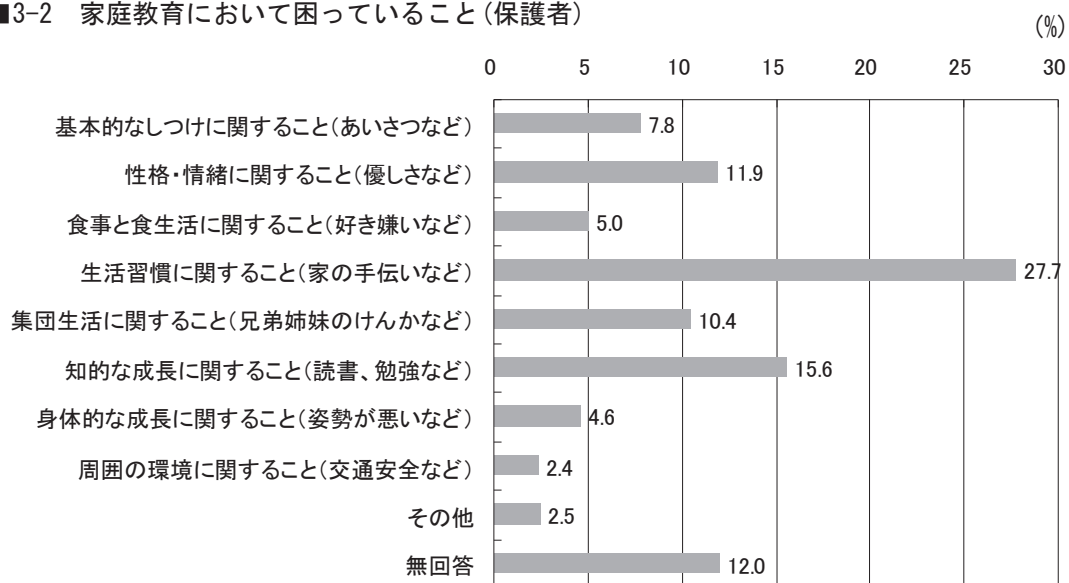
家庭を取り巻く社会的状況が大きく変わる中、教育基本法において行政の「家庭教育」への支援の役割が明記されるなど、多様化するニーズに対応した家庭教育への支援の充実が求められています。

西東京市では、これまで、公民館、図書館、保育園や児童館などで、家庭教育支援を行ってきました。しかし、アンケート調査での「学校・家庭・地域」の連携への評価は、高いものではありませんでした。

今後は、家庭教育の重要性の認識の向上、家庭教育へのニーズの把握と同時に、多様な窓口での教育支援を行うことで、家庭教育への取組を進めます。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会状況の変化の中で、行政の家庭教育に対する支援が必要 ・ アンケート調査では、「学校・家庭・地域」の連携への評価はそれほど高くない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効な家庭教育支援の検討、実施の必要性 ・ 家庭教育ニーズの把握とそれに基づいた事業展開の必要性

■3-2 家庭教育において困っていること(保護者)



資料:平成20年度 西東京市教育計画策定に係るアンケート調査

① 地域ぐるみでの家庭教育支援の関係づくり

身近な地域の施設が連携・協力することで、地域全体で子どもの育ちや家庭の教育力の向上を支える家庭教育支援のネットワークを形成し、子育てや家庭における課題を把握した上で、情報の共有化に努めます。また、それぞれの家庭へ情報提供を行うことで、保護者自身が家庭教育の主体者として取り組めるよう、家庭教育を支援していきます。

◆主な事業や取組事項

○ 各種ネットワークの連携促進

西東京市相談ネットワークを活用し、庁内各課及び外部関係機関と連携するとともに、西東京市要保護児童対策地域協議会（子ども家庭支援センター）においてケース検討会議などを開催し、子どもと家庭に対する支援について考えます。

○ 家庭教育支援に関する課題・情報の共有

学校、子ども家庭支援センター、児童館などと連携しながら、子育てや家庭における課題を把握し、必要な情報の共有化に努めます。

○ 公民館における地域ぐるみの子育て支援環境づくり

子育て・親育ちへの相互支援的な関係が地域にはぐくまれるよう、子育て期の市民だけではなく、世代を超えた多様な市民がともに学び交流する視点をもった子育て支援事業の充実を図ります。

○ 家庭教育支援の専門家・協力者の活用

民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司、地域の協力者など、子どもの家庭教育支援の専門家や協力者と相互連携を図りながら、市民が気軽に相談していける環境づくりを進めます。

② 家庭教育に関する学びの機会の充実

公民館、図書館などの事業や家庭教育支援のネットワークを生かし、家庭教育に関する学びの機会を充実させます。

◆主な事業や取組事項

○ 子育てに関する学習機会の充実

個々の家庭での教育力を高めるため、子育ての講座などの機会の充実に努めます。

○ 子どもに関する相談事業の充実

地域子育て支援センターとして機能する基幹型保育園や子ども家庭支援センターと連携しながら、子どもの育ちに関する悩みや不安に対して、保護者からの相談に応じるとともに、適切な窓口の紹介や情報提供などの支援を行います。

○ 家庭教育支援の地域協力者の拡大

家庭教育支援の地域協力者を拡大するための講座などの開催を検討します。

3 社会全体での教育力の向上に向けて



3 社会全体での教育力の向上に向けて

(3) 社会教育の特色を生かした青少年教育を支援します！

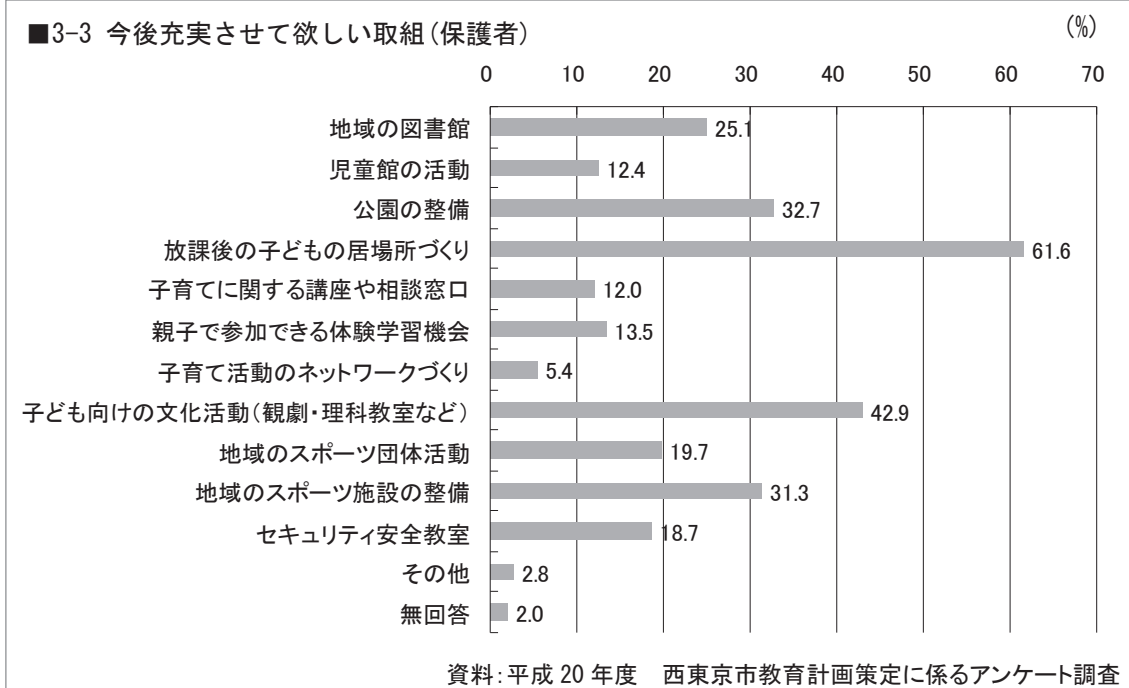
◆施策を取り巻く状況

社会全体の状況の変化から、青少年と地域コミュニティとの関係が大きく変わりつつあります。特に、西東京市では、これまでの支援も含め、地域社会全体での青少年教育をより進める必要性があります。

具体的な内容としては、豊かな人間性をはぐくむことを目指した青少年教育事業の充実、青少年の活動の場の機会を提供・確保、指導者の育成などを進め、青少年の自主的な活動を支える取組を支援します。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境や社会と青少年との関係の変化 ・青少年に関する地域活動に対して、積極的にかかわろうとする市民の割合の低さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭と地域が協力して青少年の育成を担う必要性 ・青少年の活動の場や機会を提供する必要性 ・青少年の活動の成果を披露する機会の提供

■3-3 今後充実させて欲しい取組(保護者)



① 放課後や週末の体験・交流活動等の場づくり

放課後や週末などに、学校施設や地域の公民館、図書館、西原総合教育施設やスポーツ施設などの公共施設を活用し、青少年の安心・安全な活動拠点を設けます。加えて、市民との協働で学習活動の様々な体験・交流活動などの場や適切な遊びの場づくりを促進します。

◆主な事業や取組事項

○ 青少年の居場所づくり

公民館、図書館などで、子どもたちや青少年の居場所づくりに向けた施設の活用を図ります。また、講座の開催などを通じて、青少年が自らの意思で地域活動に参加できるきっかけをつくるための条件整備を進めます。

○ 地域における体験活動の充実

身近な地域で子どもたちや青少年が、環境や福祉などのボランティア活動、自然体験・農業体験活動、職業体験活動など、多様な体験活動の機会をもてるよう、地域の各種団体や関連機関と連携してその充実を図ります。

○ 体験学習プログラムについての総合的な情報提供

西東京ボランティア・市民活動センターや、市民団体、国や東京都などと連携しながら、子どもたちや親が選択・活用しやすい形での総合的な体験活動、地域活動支援者の情報提供を行います。

○ プレイリーダーの活用・促進

子どもたちの遊びの見守りや指導などを行うプレイリーダーの育成とその活用による「遊びの学校」などの事業を支援し、地域生涯学習事業と連携した取組を進めます。

○ 遊び場開放事業の充実

子どもたちの安全な遊び場として、小学校の校庭や体育館を放課後や土曜日・日曜日及び祝日に開放する「遊び場開放事業」の充実を図ります。

○ 地域生涯学習事業での青少年対象事業の推進

地域住民による学校施設開放運営協議会などに委託し、学校施設や地域の人材を活用して実施する地域生涯学習事業の中で、青少年を対象とした学習・文化、スポーツ、体験活動などの事業への取組を推進します。

○用語解説

- ・プレイリーダー :子どもによる自由な遊びを実現することを目的とした遊び場(プレイパーク)等で、子どもたちの遊びの見守りや指導、遊び道具の準備などを行う人のこと。
- ・遊びの学校 :放課後の子どもたちの居場所として、学校施設を利用しやすい仕組みに整え、子どもたちが安心して集い、遊び、学べる環境を整える事業のこと。

② 青少年活動への支援

青少年が自分の興味・関心に応じて地域で継続的に多様な活動ができるよう、青少年活動団体の活性化を支援します。そのため、地域や学校との連携を促進し、学習成果発表などの充実、イベントへの参加促進などを図ります。

◆主な事業や取組事項

○ 青少年を対象とした学習機会の充実

公民館において、青少年を対象とした学習機会を充実させ、青少年が正しい知識を習得したり、自己解決能力を高められるような支援を行います。また、青少年が社会人としての認識を習得できるよう、地域での世代間交流事業や体験学習の機会を支援し、青少年自身が意欲的に事業に参画できる環境を整備します。

○ 青少年活動団体の支援

青少年が、自分の興味・関心に応じて様々な活動ができるよう、青少年の自主的なサークル活動や青少年を対象とした活動を行う団体を支援します。

○ 青少年の学習成果発表の場の充実

青少年の作品展、展示会や発表会など、学習成果を発表する場や機会を充実させます。

○ イベントの企画・運営への参加促進

文化、スポーツ、福祉、環境、国際などの様々な領域で中学生・高校生が企画・運営に主体的に参画できる機会を増やせるように、関係各課への働きかけや青少年の参画事例の紹介・PRなどを行います。また、企画への参加を通じて、多世代と交流する機会を設けます。

○ 体験活動支援者の情報収集・提供

専門的な知識・技能をもつ地域人材やプレイリーダーなど、体験活動の支援者となりうる人材情報を収集・提供します。また、支援者の指導力などを高めるための研修などの充実についても検討します。

○ 新たな支援者の育成・活用

公民館、図書館などが中心となり、青少年や親の体験活動へのニーズを把握しながら、新たに必要となる支援者の育成・活用などを行います。特に、青少年の地域活動に意欲をもち知識や技術をもった人材を積極的に取り込むことで、多世代との交流も進めていきます。

3 社会全体での教育力の向上に向けて



4 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

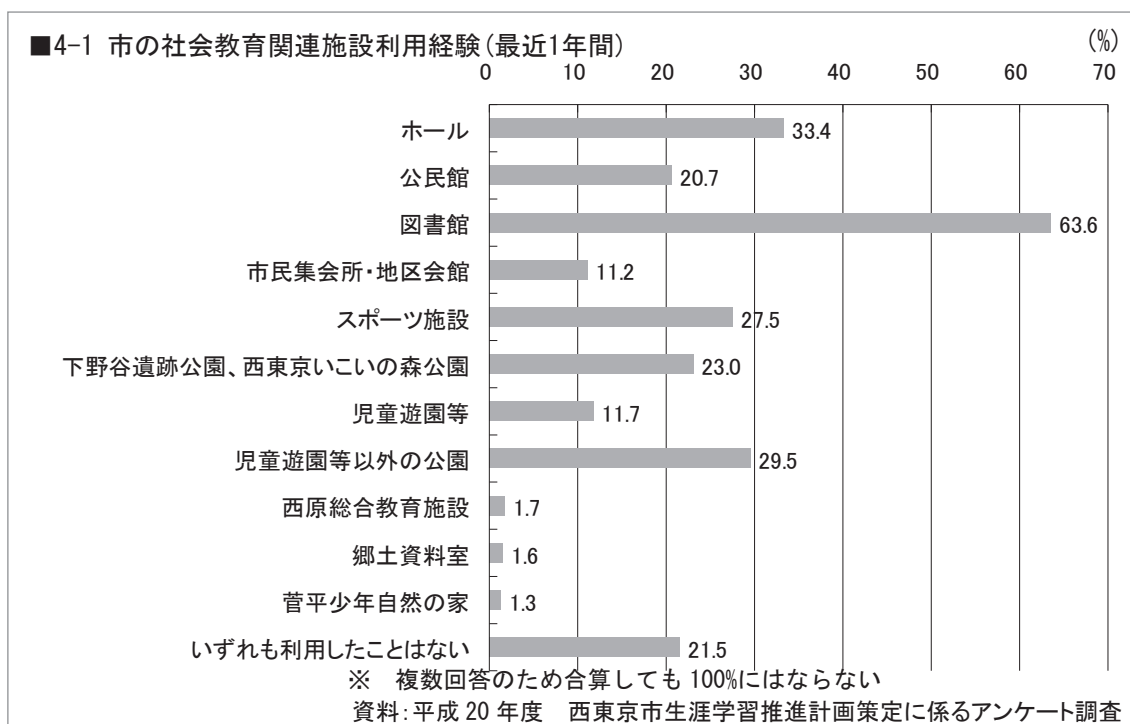
(1) 多様な学びを支える社会教育を振興します！～公民館・図書館等を中心として

◆施策を取り巻く状況

西東京市の人口は、近年増加傾向であることから、市民の社会教育に関するニーズは、今後もより多様になっていくことが想定されます。公民館・図書館を中心とした地域活動は、これまでも活発に行われてきました。特に、図書館は、人口一人当たりの利用率が多摩地区でも高いものとなっています。しかし、「西東京市生涯学習推進計画策定に係るアンケート調査（以下、「生涯学習に関するアンケート調査」）」によると、施設間でそれぞれの利用にばらつきが見られます。

今後、公民館・図書館などの社会教育に関連する施設の整備・充実を図ることで、市民一人ひとりの社会教育活動に対する関心を高め、市民間交流の活性化を進めます。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・人口増に伴う社会教育ニーズの多様化 ・生涯学習に関するアンケート調査では、社会教育関連施設の利用にばらつきがある ・市民による様々な社会教育活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育ニーズの多様化に対応したメニューづくり ・公民館・図書館などの施設充実、使いやすさの向上



① 公民館・図書館事業の充実

西東京市における社会教育推進の中核的施設として時代や社会の変化に対応できるよう公民館・図書館の機能を強化します。社会教育施設としての専門的な学習支援サービスを提供するため、必要な人材の確保・育成、市民ニーズに対応した利用しやすい施設運営に向けた管理運営方法のあり方についても検討していきます。

◆主な事業や取組事項

○ 公民館・図書館の機能の強化

公民館・図書館を整備・活用し、社会教育を推進していく上での中核的施設として、時代や社会の変化に柔軟に対応できるよう、情報ネットワークや専門的な学習相談など、公民館・図書館がもつ様々な機能の強化に向けた取組を進めます。

○ 公民館・図書館における学習相談の充実

生涯学習の情報提供の拠点である公民館や図書館に専門的な職員を配置し、市民とのコミュニケーションを活発にしながら、学習相談やレファレンスサービスなどを充実していきます。また、市民の学習ニーズに対して適切な学習支援を行うために、学習相談やコーディネートなどについての職員研修を実施し、学習ニーズに応えることのできる職員の能力の向上を図ります。

○ 人づくり・まちづくりの拠点としての公民館事業の充実

公民館は、地域に密着した「学び合いの場」を提供する教育機関として、学習機会の提供、団体活動への支援、学習成果の還元、学習情報の提供などの多様な事業展開により、市民主体の地域づくりへの支援に取り組んでいきます。また、市民にとってより良い事業や運営への改善につながる事業評価のあり方についても検討を進めます。

○ 実行委員会、準備会方式等による主催事業の企画

公民館での講座・教室・イベントなどについては、実施までの準備や運営も含めて、事業のプロセス自体が、学びの場として重視されます。事業の企画・運営にあたっては、市民参加の実行委員会方式による企画・運営や、参加体験型学習事業の拡充など、学び合いや相互学習につながる学習方法を積極的に支援していきます。

○ 図書館ホームページコンテンツの充実

バリアフリー、使いやすさなどに配慮し、図書館ホームページの更なる充実を進めます。

○用語解説

・レファレンスサービス : 利用者の研究や調査のために、どのようなレファレンス資料(冊子・CD-ROM・データベース)を使えばよいのかを案内するサービスのこと。

○ 図書館所蔵歴史的資料の修復及び保存・活用

図書館が所蔵する市史編纂資料古文書や歴史的資料の修復を行い、後世に継承するとともに、展示や講演会等を開催し市民に公開していきます。

② だれでもが学習に参加できる体制の整備と充実

社会的に制約を受けやすい人（障害者、外国籍市民、子育て中の保護者、高齢者など）の学習機会を整備・充実し、地域との交流、連携を図ります。また、すべての市民が地域で学び合うことの大切さを実感でき、より豊かな生活の実現に向けた課題を見出せる学習に参加できる条件整備を進めます。

◆主な事業や取組事項

○ 親子ふれあい事業の充実

子育ての喜びを味わうことができるように、公民館では、子育て講座など公民館保育室などを活用した親子対象事業の充実を図り、図書館では、各館で取り組んでいる「おはなし会」や絵本と子育て事業（ブックスタート）などの子育て支援事業の一層の充実を図ります。

○ ハンディキャップサービスの充実

市内の公共施設で、障害のある人を対象とした講座教室などを開催する際の学習支援を施設利用者やボランティアと協力し充実させます。また、障害のある人の図書館利用を応援し、ボランティアの協力により、デージー図書の普及や来館できない高齢者への本の宅配を行い、情報弱者への資料提供を充実させます。

○ 障害のある人が自らの体験や能力を生かせる学習活動への支援

ボランティア養成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害のある人が講師となって自らの体験談などを語り、伝えていける機会を増やします。ICT や専門的な知識・技能を活用することで、講師として活躍できるような場や機会の情報提供などを行います。また、障害のある人のニーズを把握し、より参加しやすい環境づくりを行います。

○ 地域における人権・平和・男女平等などの学習機会の提供

一人ひとりが輝くために、平和を尊び人権が尊重される社会づくりを目指して、関係部署などと連携しつつ、身近な地域で人権・平和・男女平等などについて学習する機会を充実させます。

○ 高齢者の生きがいや交流につながる学習機会の確保

高齢者が、趣味、文化、スポーツなど多様な活動にふれ、人々と交流しながら、いきいきと暮らすために、公民館・図書館などでの学習機会を充実させます。それぞれの施設における事業実施の連携を図り、多様な学習ニーズに応えることのできる学習機会の提供を目指します。

○用語解説

- ・絵本と子育て事業：子どもと保護者が、絵本を通じて親子のふれあいや、共に過ごす時間の大切な（ブックスタート）どを実感できるよう、読み聞かせを行ったり、絵本を贈ったりする事業のこと。
- ・デージー図書：視覚障害者のための、カセットテープに代わり長時間録音ができるCD録音図書を製作するシステムのこと。なお、デージーとは、Digital Accessible Information System「アクセシブルな情報システム」の頭文字を取った略字である。

4 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

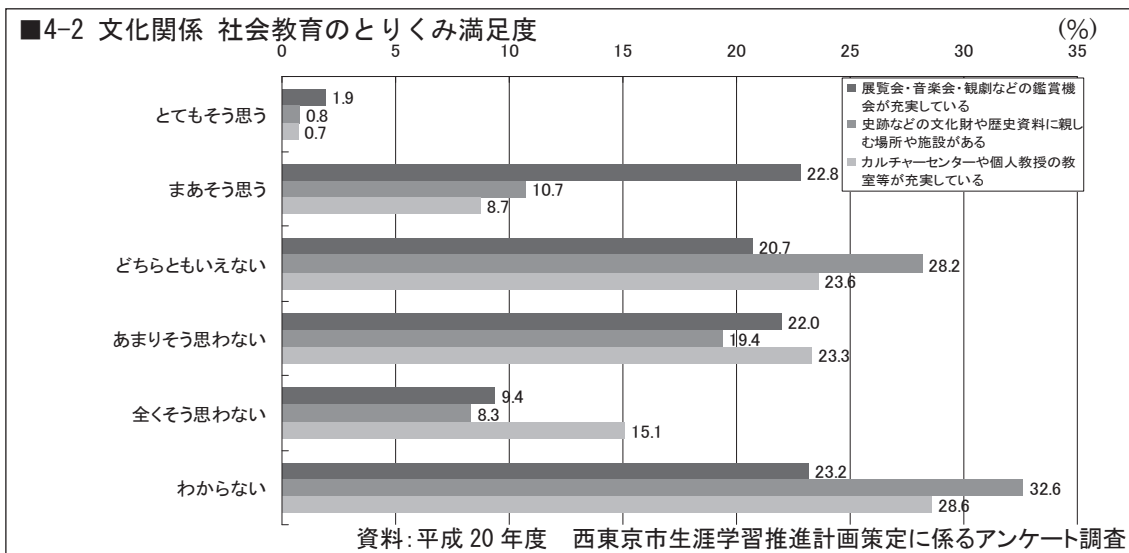
(2) 多様な学びを支える社会教育を振興します！～文化・文化財等を中心として

◆施策を取り巻く状況

近年、芸術・文化を生かしたまちづくりなどに注目が集まっており、芸術・文化活動の担い手づくりが必要となっています。また、より多くの市民が、芸術・文化に親しむことができる機会を設け、芸術・文化振興、文化財の活用に取り組んでいく必要があります。今後は、文化の振興について、行政機関が施策として直接に実施・展開するだけでなく、市民団体、NPO、指定管理者、企業・事業所、学校・研究機関などが利用者として参加するとともに、自らがその振興を図る主体として、それぞれの役割に応じた積極的な取り組みを進めていくことが重要です。

なお、平成20年4月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、文化行政や後述するスポーツに関する事務について、地域の実情や住民のニーズに応じた地域づくりの観点から、その事務を市長が管理・執行することができるようになりました。西東京市においても、市長部局が所管する他の地域振興などの事務事業と合わせて一元的に所管することで、効率的・効果的な事務事業の実施や住民サービスの向上が図れるとの考えのもと、教育委員会から市長部局への事務の移管について、検討を進めています。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術・文化を活かしたまちづくりへの注目 ・ 市民にとって、西東京市で芸術・文化活動にふれる機会は少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保谷こもれびホールやコール田無などを中心とした芸術・文化活動の充実 ・ 西東京市の伝統文化の継承に関する、市民の理解の深化 ・ 芸術・文化活動に子どもから大人まで多くの市民がふれあう機会の創出



① 市民の創造・文化活動への支援

西東京市には保谷こもれびホールやコール田無など、芸術・文化活動の拠点が幾つかあります。市民が文化活動を行うには、一定の条件が整っていると言えますが、市民の創造・文化活動の活性化を図るため、生活に身近な場所で活動や発表・交流などができるような機会やその環境を整えていきます。また、地域の文化・伝統の継承や多彩な市民相互交流により、質の高い文化の創造を目指し、活気ある地域文化活動などの充実を図ります。

◆主な事業や取組事項

○ 市民の主体的な創造・文化活動の支援

保谷こもれびホール、コール田無などの文化施設を生かし、市民の主体的な創造・文化活動の場の確保や支援を充実させます。

○ 子どもたちが創造・文化活動に親しむ機会の充実

子どもたちが、日常生活圏で多様な文化を体験できるよう、公民館・図書館などでの文化事業を充実させるとともに、小・中学校の教育活動を通じて「本物の芸術」にふれる取組の充実を図ります。

○ 障害のある人の創造・文化活動への支援

障害のある人が芸術・文化活動を鑑賞する機会を充実させるとともに、「表現者」として参加できるような演劇・ダンス・音楽などの講座の開催や、障害のある人の芸術やその作品に関する情報収集・提供なども充実させます。

○ 市民文化祭の充実

市民の文化活動に対して発表の機会を提供し、市民の文化交流による質の高い文化や活気ある地域文化の創造を図るため、市民文化祭実行委員会と連携して市民文化祭のあり方の検討を進めます。

② 文化財資料の収集・整理・活用等の充実

西東京市には、下野谷遺跡など多数の文化財が存在しています。現在、市内の遺跡からの出土品、民具・農具などの文化財資料の収集・整理を行い、郷土資料室でそれらの資料を市民に公開しています。今後も、郷土文化財を保存するだけでなく、市民の文化活動の一端を担うものとして、文化財資料などを広く活用していく必要があります。

◆主な事業や取組事項

○ 文化財資料の収集・整理・活用

先人の遺した遺産を守り、伝えるため、郷土資料室を拠点として、発掘された遺物、民具、民俗資料などの文化財を収集・整理し、公開します。また、文化財と郷土資料室の認知度を高めるため、広報の強化について検討します。

○ 文化財の調査・保護

下野谷遺跡を史跡公園として保存・整理します。また、市内にある無形・有形文化財を調査し、郷土の文化や歴史を理解することにより、郷土への誇りをもてるよう努めます。

○ 文化財に親しむ機会の拡充

文化財教室の開催、東京都文化財ウィークへの参加など、文化財に親しむ事業を展開します。また、市民が文化財を身近なものと感じることにより、文化財保護の意識を高め、心の故郷としての郷土意識を深めることができるように努めます。

○用語解説

- ・下野谷遺跡：市内で発見された遺跡の一つで、関東でも有数の縄文時代中期の大集落跡。遺跡の保存と活用を目的とした下野谷遺跡公園（平成19年4月開園）は、当時の竪穴住居が再現されており、見ることができる。



4 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

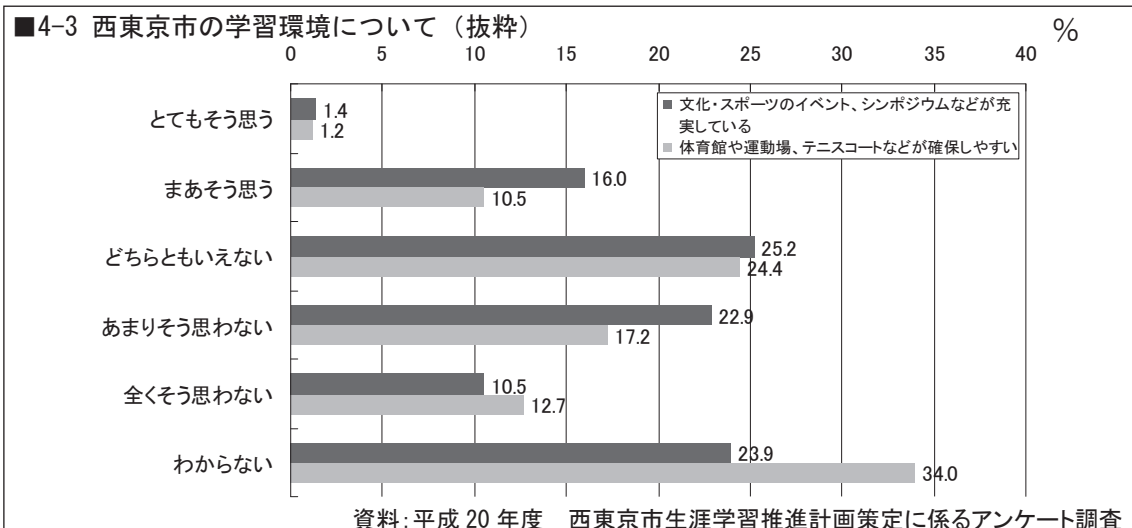
(3) 市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります！

◆施策を取り巻く状況

近年、健康への関心から、スポーツに対する市民ニーズが高まっています。生涯学習に関するアンケート調査の結果からは、「健康・スポーツ」に対する関心の高さが伺えます。西東京市では、スポーツ振興計画に基づき、市民の生涯スポーツの推進を体系的に図り、だれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツの実現に向けて施策を推進しています。

特に、ハード面とソフト面の両面の整備に取り組めます。ハード面については、各団体の活動内容や活動地域の特性などに応じながら、多様な市民が使いやすいよう施設整備を続けます。ソフト面については、様々な団体への活動支援を行い、幅広い市民対象の各種プログラムの充実、団体・人材などのコーディネート機能の強化を進めます。また、スポーツリーダーバンクなどを通して、スポーツの専門家自らが情報発信・PR を行い、その情報をもとに指導者を必要とする学習者やサークルなどが、人材を活用していけるような取組を進めます。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市におけるスポーツ及びスポーツ施設へのニーズの高まり ・平成25年度 国民体育大会 開催 ・平成19年12月にNPO法人化した体育協会などの地域におけるスポーツ活動の担い手の確保が必須 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が日常的にスポーツ・レクリエーション活動に親しむために、ふれあう機会を増やすことが必要 ・体育協会や指定管理者などと協働したスポーツを活かしたまちづくりの必要性



① だれでも気軽に参加できるスポーツ環境の拡充

だれもがスポーツに親しむことができるためには、環境の整備が不可欠です。西東京市では、総合型地域スポーツクラブによる活動支援、指定管理者制度による効率的な施設の管理・整備、魅力ある指導者の育成を進めています。

今後も、住民サービスの向上や施設管理の運営の効率化を進め、住民の自主的・主体的な取組による地域に根づいた日常的かつ継続的なスポーツ活動の定着を目指します。

◆主な事業や取組事項

○ 総合型地域スポーツクラブの拡充

市民参画による地域スポーツ振興の充実を図るために、体育協会、地域スポーツ団体、体育指導委員、地域住民などと連携し、総合型地域スポーツクラブの拡充に努めます。

○ 様々なニーズに対応したスポーツ教室等の充実

だれもがスポーツに親しむことができるよう、気軽に参加できるスポーツ教室や体力づくり教室、ニュースポーツの体験などを充実し、様々な年齢層でのスポーツ人口の拡大を目指します。特に、高齢者が参加できる機会を広げていきます。

○ 市民スポーツまつりへの支援

市民参加型の運営方式で、市民スポーツまつりなどを、指定管理者とともに積極的に支援していきます。

○ 地域における子どものスポーツ活動の充実

生涯を通じて健康的な生活を送り、自分にあったスポーツ活動やよき指導者と出会える仕組みづくりを進めます。また、子どもたちのニーズを把握しながら進めることで、スポーツ活動へのより積極的な参加を促します。

○用語解説

・総合型地域スポーツクラブ：「地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態」であり、次のような特徴を持つクラブのこと。

- ①複数の種目が用意されている。
- ②子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域のだれもが年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じて、いつまでも活動できる。
- ③活動の拠点となるスポーツ施設及びクラブハウスがあり、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる。
- ④質の高い指導者のもと個々のスポーツニーズに応じた指導が行われる。

・ニュースポーツ：地域住民や民間スポーツ団体によって工夫・考案された新しいスポーツ種目や、近年国内で普及しはじめた外国生まれのスポーツ種目の総称のこと。適度な運動量と安全性、技術習得のしやすさ、柔軟で簡易なルールと勝機の平等性などの要素を含むので、子どもから高齢者まで、能力や好みに応じてふれあいや健康・体力づくりを目的に気軽に楽しめる。

○ スポーツリーダーバンクの整備

スポーツリーダーバンクを整備し、体育指導委員などの人材を登録・PRして、地域のスポーツクラブや学校などで活躍の場を広げられるようにします。また、体育協会と連携し、各種教室などの質的向上や魅力ある指導者の確保・育成、中学校運動部における地域スポーツ指導者の活用、体育指導委員の指導力の向上などを促進します。

○ 国民体育大会(通称：東京国体)と連携を図った事業の検討

平成25年度に国民体育大会(通称：東京国体)が開催され、西東京市では、バスケットボールが実施されることになっています。そこで、東京国体の実施と合わせ、施設整備やバスケットボールなどに関するイベントの実施を検討し、市民のスポーツに関する意識向上や参加を促します。

② ハンディキャップ・健康上の課題に対応したスポーツ活動への支援

障害のある人、生活習慣病のある人など、生活課題に対応したスポーツ活動を支援します。障害のある人が気軽にスポーツを楽しむためには、地域のスポーツ施設の充実や指導者の確保が必要となっています。今後、積極的に環境の改善に努めていきます。

加えて、生活習慣病の予防や体力増強のために、専門家からの意見をもとに、市民に気軽に取り組んでもらえるスポーツメニューの開発を行っていきます。

◆主な事業や取組事項

○ 障害のある人に配慮した施設整備・運用改善

市内スポーツ施設や小・中学校の体育館、校庭などを障害のある人が利用しやすくするために、「西東京市人にやさしいまちづくり推進計画」に基づく、だれもが利用しやすい公共施設の整備を目指し、施設の利用条件の柔軟な対応、障害のある人や団体への貸出、指導者や協力者の確保などを支援します。

○ スポーツメニューの開発

市の健康推進担当部署、指定管理者、医師や専門家などと連携しつつ、健康づくりや生活習慣改善などのためのスポーツメニューの検討(Plan)、要指導者への指導(Do)、事業の効果検証(Check)、それに基づく指導内容やプログラムなどの改善(Action)といった、健康づくりのためのスポーツメニュー開発のPDCAサイクルを確立します。

○用語解説

- ・体育指導委員：スポーツ振興法で非常勤の公務員として位置づけられた、市町村におけるスポーツ振興施策の推進役を担う地域のスポーツ指導者のこと。



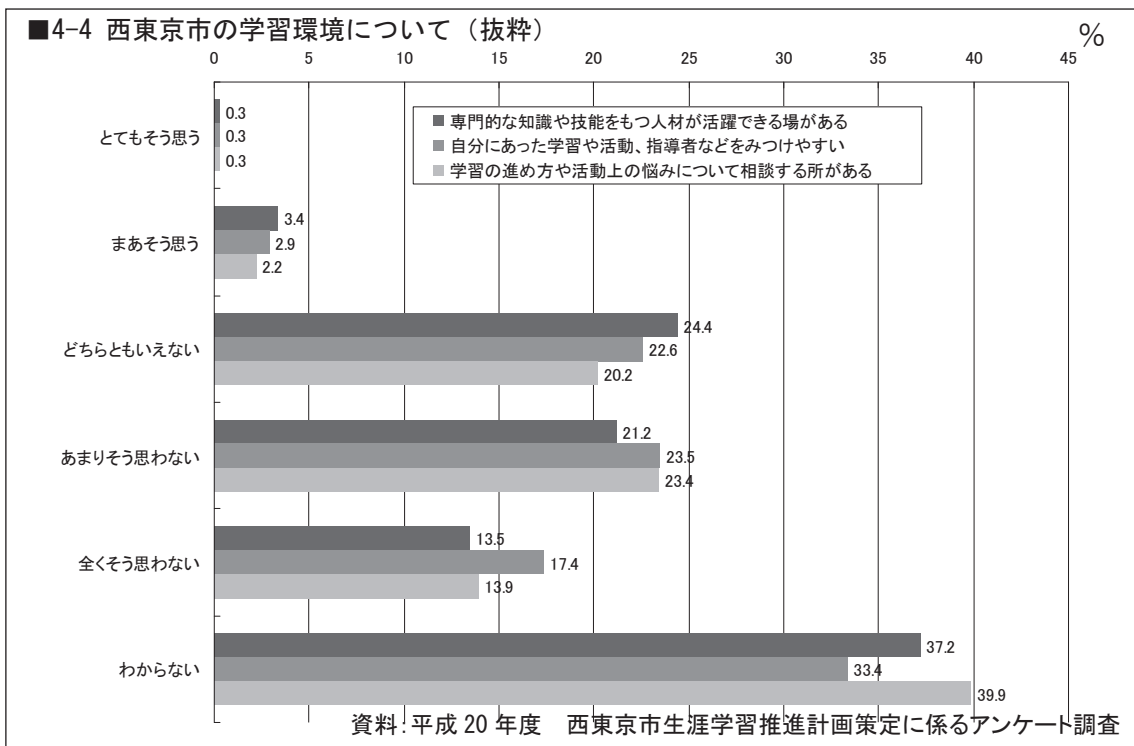
4 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

(4) いつでも・どこでも・だれでも学べる環境を整備します！

◆施策を取り巻く状況

多様化する市民ニーズを踏まえ、ソフト・ハード両面での環境整備を行います。生涯学習に関するアンケート調査では、ハード面での整備への満足度は比較的高いが、情報などのソフト面での満足度はあまり高くないことが分かりました。今後は、ハード面はもちろんのこと、ソフト面での整備も視野に入れた学習環境の整備を行うことで、市民の社会教育への関心、参加の向上を図ります。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・人口の増加に伴う社会教育ニーズの多様化 ・生涯学習に関するアンケート調査では、ハード面での満足度は比較的高いが、情報などのソフト面での満足度はあまり高くない 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材情報関連などのソフト面での環境の整備 ・市民の社会教育への関心、参加の向上を図るためには、情報などのソフト面と施設などのハード面の両面での整備が必要



① 情報・人材を中心とした学習支援体制の整備

市民の学習活動に関するニーズの多くは、学習内容や指導者などの人材情報、団体の活動情報、自分たちの活動の発表などです。今後も、こうした活動を支援するための学習支援体制の整備を進めます。

◆主な事業や取組事項

○ 生涯学習総合情報窓口の開設

学習情報提供に関する総合的な窓口を開設し、市民への生涯学習に関する幅広い情報の収集・提供と相談に対応できるようにします。また、市民それぞれのニーズに配慮し、多様なメディアによる情報の収集と提供を行います。総合的な窓口の開設により、生涯学習関連情報提供サービスの向上を目指します。

○ 生涯学習情報提供システムの整備

西東京市が主催する講座・教室・イベント、関連施設・機関の学習支援サービスなどの情報について、市民が収集・選択・活用できるよう、各種情報提供基盤の整備充実を図ります。市内で活動する講師などの人材情報、団体・グループ・サークルなどの活動情報、民間教育機関などの事業情報などについても、情報の提供者自らが情報発信できるような仕組みづくりを検討します。

○ 生涯学習情報紙の充実

生涯学習関連の情報を提供している複数の情報紙（公民館だより・図書館だより・西東京の教育など）の充実を図り、その情報を活用した総合的な学習情報提供に努めます。市民それぞれのニーズを考慮に入れ、インターネットや紙情報などが連動した情報紙づくりを進めます。

○ 市民人材の積極的活用事業の創設

市民が培った経験や知識を地域の学習活動に生かす仕組みとして、市民提案制度による講座事業の創設を検討します。

○ 生涯学習人材バンクの整備

市民の学習成果を活用して学び合いの生涯学習活動の推進を図るため、多彩な講師・指導者・支援者の情報を活用できるよう、地域人材情報の整備を進めます。人材情報の収集・提供にあたっては、他の分野別人材情報との連携を図るほか、民間教育事業者、カルチャーセンター、大学などの人材についても幅広く情報を収集・活用します。また、人材バンクの利用増へ向け、人材活用事例の情報提供など、必要とされる人材と人材活用事業の活性化に努めます。

○ **大学等高等教育機関との連携の促進**

市民の高等教育に対するニーズに対応し、市内大学との連携を図り、連携講座・共同講座の開催を検討します。開催を通じて、市内大学とのつながりを深め、人材、知識などの交流を促進します。

② 施設整備・利便性向上などを中心とした学習支援体制の整備

市民の社会教育活動への参加・参加関心を高めるために、社会教育関連施設の整備を効果的、効率的に進めます。

◆ **主な事業や取組事項**

○ **公民館・図書館の整備充実**

市民が利用しやすい公民館・図書館に向けて、管理・運営方法などを検討するとともに、新しい施設整備のあり方の検討や既存施設の老朽化に伴う計画的な改修を行っていきます。

○ **公共スポーツ施設の整備充実**

ひばりが丘団地の建替えに伴い、野球場・サッカー場・テニスコートなどの一体的な整備拡充を、都市再生機構と連携しながら進めていきます。また、子どもから高齢者まで、地域のだれもが年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて活動できるよう、地域のスポーツ施設の利用者のニーズと施設の整備内容との整合を図ります。

○ **公共スポーツ施設の運用改善**

公共スポーツ施設の快適性の向上や各種サービスの充実、障害のある人や高齢者に配慮した利用時間やスペースの確保など、使いやすさ、快適さ、サービスなどの点で、市民の満足度を高めるための取組を指定管理者と連携して行います。

○ **公共的な施設・場所での支え合いの促進**

市内の公共施設がだれにとっても開かれた社会教育の場として気持ちよく利用できるよう、施設利用者やボランティアなどと協力しながら、マナーやルールの徹底、ゆずりあい、高齢者や障害のある人などへの配慮を促す啓発活動を行います。こうした啓発活動を通じて、市民自らによる社会教育活動の活性化を図ります。

◆資料◆

西東京市教育計畫策定懇談會委員名簿

西東京市教育計畫策定懇談會設置要綱

西東京市教育計畫策定經過

1. 西東京市教育計画策定懇談会委員名簿

任期：平成20年6月25日から教育長に報告する日まで

氏名	選出区分	備考
たなか よしろう 田中 義郎	学識経験者	座長
ほんりょう かほり 本領 かほり	西東京市立学校の児童及び生徒の保護者の代表	
くらしま かずえ 倉島 和恵	西東京市立学校の児童及び生徒の保護者の代表	
おおはし きみお 大橋 喜美雄	公募による市民	
くりの ちよこ 操野 千代子	公募による市民	
しみず のりゆき 清水 則之	西東京市立学校の校長の代表	
やまだ たけし 山田 武司	西東京市立学校の校長の代表	
まつもと たつお 松本 辰雄	西東京市社会教育委員	
きたおか かずひこ 北岡 和彦	西東京市スポーツ振興審議会委員	副座長
うえだ ゆきお 上田 幸夫	西東京市公民館運営審議会委員	
むらた まさあき 村田 眞昭	西東京市図書館協議会委員	
いしい としまさ 石井 利正	西東京市体育協会の代表	

2. 西東京市教育計画策定懇談会設置要綱

第1 設置

西東京市教育計画（以下「教育計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、西東京市教育計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

第2 検討事項

懇談会は、西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の依頼を受け、教育計画の策定に関する事項について検討し、その検討の結果を教育長に報告する。

第3 組織

懇談会は、次に掲げる委員12人以内で構成し、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 西東京市立の小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）の児童及び生徒の保護者の代表 2人以内
- (3) 公募による市民 2人以内
- (4) 市立学校の校長の代表 2人以内
- (5) 西東京市社会教育委員 1人
- (6) 西東京市スポーツ振興審議会委員 1人
- (7) 西東京市公民館運営審議会委員 1人
- (8) 西東京市図書館協議会委員 1人
- (9) 西東京市体育協会の代表 1人

第4 任期

委員の任期は、第3に規定する依頼の日から第2に規定する教育長に報告する日までとする。

第5 報償

懇談会の委員のうち第3第4号に掲げる者を除き、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

第6 座長及び副座長

懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第7 会議

懇談会は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 懇談会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第8 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

第9 庶務

懇談会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

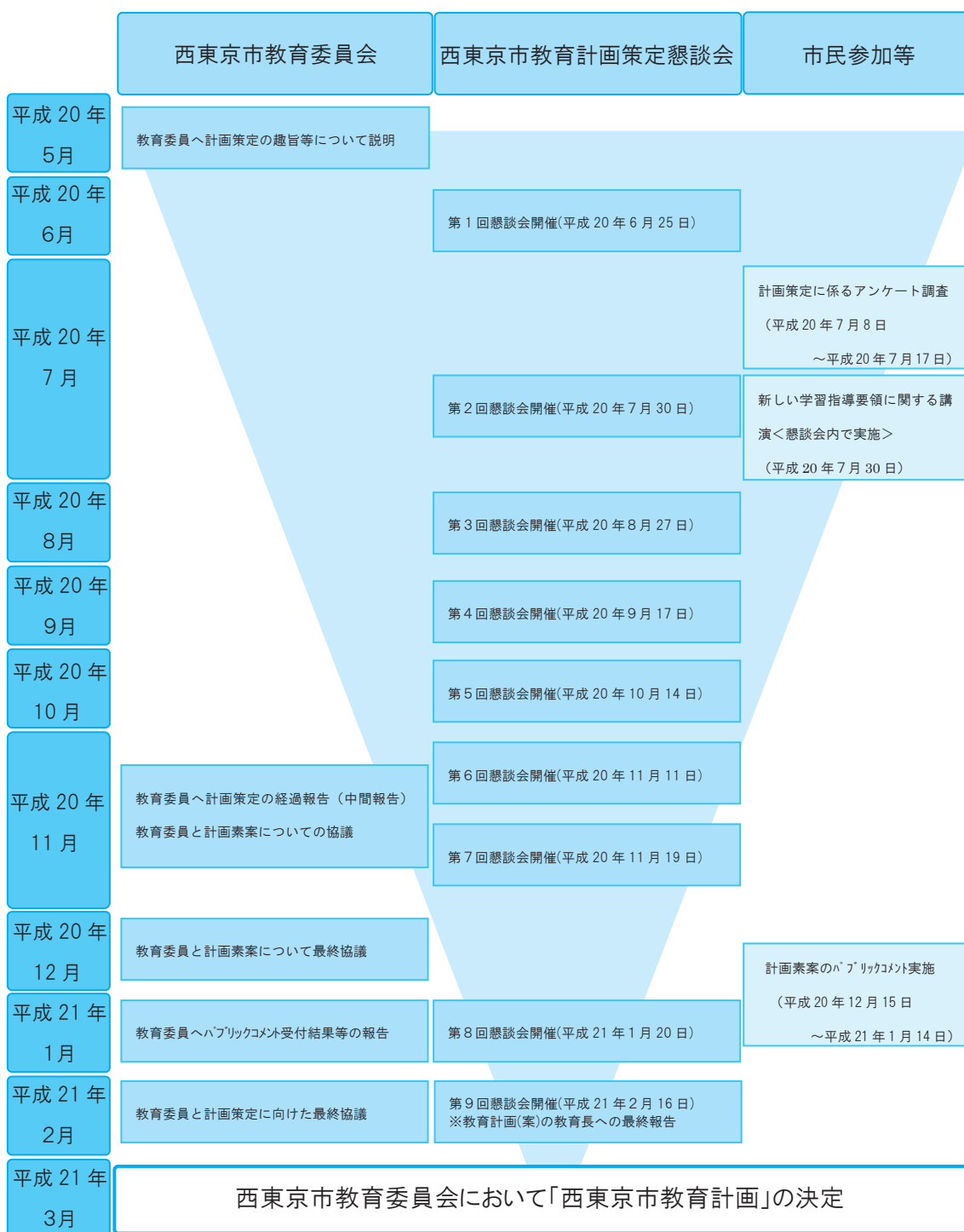
第10 委任

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

3. 西東京市教育計画策定フロー



4. 西東京市教育計画策定懇談会開催内容

会議	開催日	主な内容
第1回	平成20年6月25日(水)	※懇談会の開催にあたって(依頼状及び任命書手交) ●座長及び副座長の決定 ●西東京市教育計画策定の趣旨等について ●国、東京都及び西東京市における教育行政の動向について ●計画策定におけるアンケート調査の実施について
第2回	平成20年7月30日(水)	●「新しい学習指導要領～小・中学校学習指導要領改訂、移行措置等について～」(講演) 講師：文部科学省初等中等教育局教育課程課 教育課程企画室長 神山 弘 氏
第3回	平成20年8月27日(水)	●西東京市教育計画策定に係るアンケート調査集計結果について ●西東京市教育計画(教育プラン21)における計画進捗状況等について ●西東京市教育計画の骨子案について
第4回	平成20年9月17日(水)	●西東京市教育計画策定に係るアンケート調査集計結果(追補版)について ●西東京市教育計画の骨子案に関する意見・提案等集約状況について ●西東京市教育計画素案の検討について
第5回	平成20年10月14日(火)	●西東京市教育計画素案の検討について (計画体系などの全体イメージについて検討)
第6回	平成20年11月11日(火)	●西東京市教育計画素案の検討について (主に学校教育に関する部分について検討)
第7回	平成20年11月19日(水)	●西東京市教育計画素案の検討について (パブリックコメントの実施に向けた計画素案全体の最終検討)
第8回	平成21年1月20日(火)	●パブリックコメントの受付結果等について ●西東京市教育計画策定に向けた最終検討について
第9回	平成21年2月16日(月)	●西東京市教育計画策定に向けた最終検討について ※懇談会終了後、教育計画(案)の教育長への最終報告

西東京市教育計画

策定：平成 21 年 3 月

発行：西東京市教育委員会

編集：西東京市教育委員会
教育部教育企画課

〒202-8555 東京都西東京市中町一丁目 5 番 1 号

TEL042-438-4070(ダイヤル)



西東京市